

循環のまち・ふくおか推進プラン
－第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画－
(原案)

令和3年 月

福岡市

目 次

1 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1

第2章 ごみ処理の現状

- 1 前計画の振り返り 3
- 2 課題 9

第3章 計画の基本的事項（長期ビジョン）

- 1 計画期間 19
- 2 テーマ・基本方針 19
- 3 数値目標 24
- 4 取組指標 26

第4章 施策の推進（実行計画）

- 1 実行計画の概要 30
- 2 基本方針別施策 30
- 3 重点3品目に関する施策 40
- 4 分野横断的施策 45
- 5 新たな仕組みの検討 48
- 6 その他の取組み 48

第5章 ごみ処理体制

- 1 [ごみ処理に関する基本的事項](#) 49
- 2 施設整備の基本方針 56

第6章 計画の進行管理

- 1 進行管理の方針 57
- 2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況等の公表 57

2 生活排水処理基本計画

- 1 生活排水処理の基本方針 58
- 2 生活排水処理計画 58

- 資料編（省略） 59

めざそう、 シンプル・スリム・シェア

シンプル
Simple (必要なものだけの生活)

スリム
Slim (ごみを出さない)

シェア
Share (ものをシェアする)



3Sのライフスタイルが、
持続可能な社会につながります。

Sustainable

1 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

福岡市では、2011年（平成23年）12月に「新循環のまち・ふくおか基本計画（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」（以下「前計画」といいます。）を策定し、「元気が持続する循環のまち・ふくおか」をテーマに市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システム¹の構築」を市民・事業者の皆様とともに推進してきました。

その結果、人口や事業所数は増加する中、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量や1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量は減少しています。

一方、前計画の策定から10年が経過する中、福岡市では人口が前計画の想定を上回って増加しており、好調な経済状況を背景に事業所数も増加しています。

また、2015年（平成27年）の「持続可能な開発目標（SDGs）²」の採択以降、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、プラスチックごみや食品ロス³の削減など新たな課題への対応が求められています。

さらに、2019年（令和元年）に発生した新型コロナウイルス感染症によって、これまで以上に安定的な廃棄物処理も求められています。

「循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」（以下「本計画」といいます。）は、これらの状況の変化や新たな課題に対応するとともに、「福岡式循環型社会システムの構築」をより一層推進し、「資源を活かす循環のまちづくり」を目指すものです。

2 計画の位置付け

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画であるとともに、環境基本法（平成5年法律第91号）や循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の理念を踏まえた長期的かつ総合的な視点で循環型社会の形成を推進する計画です。

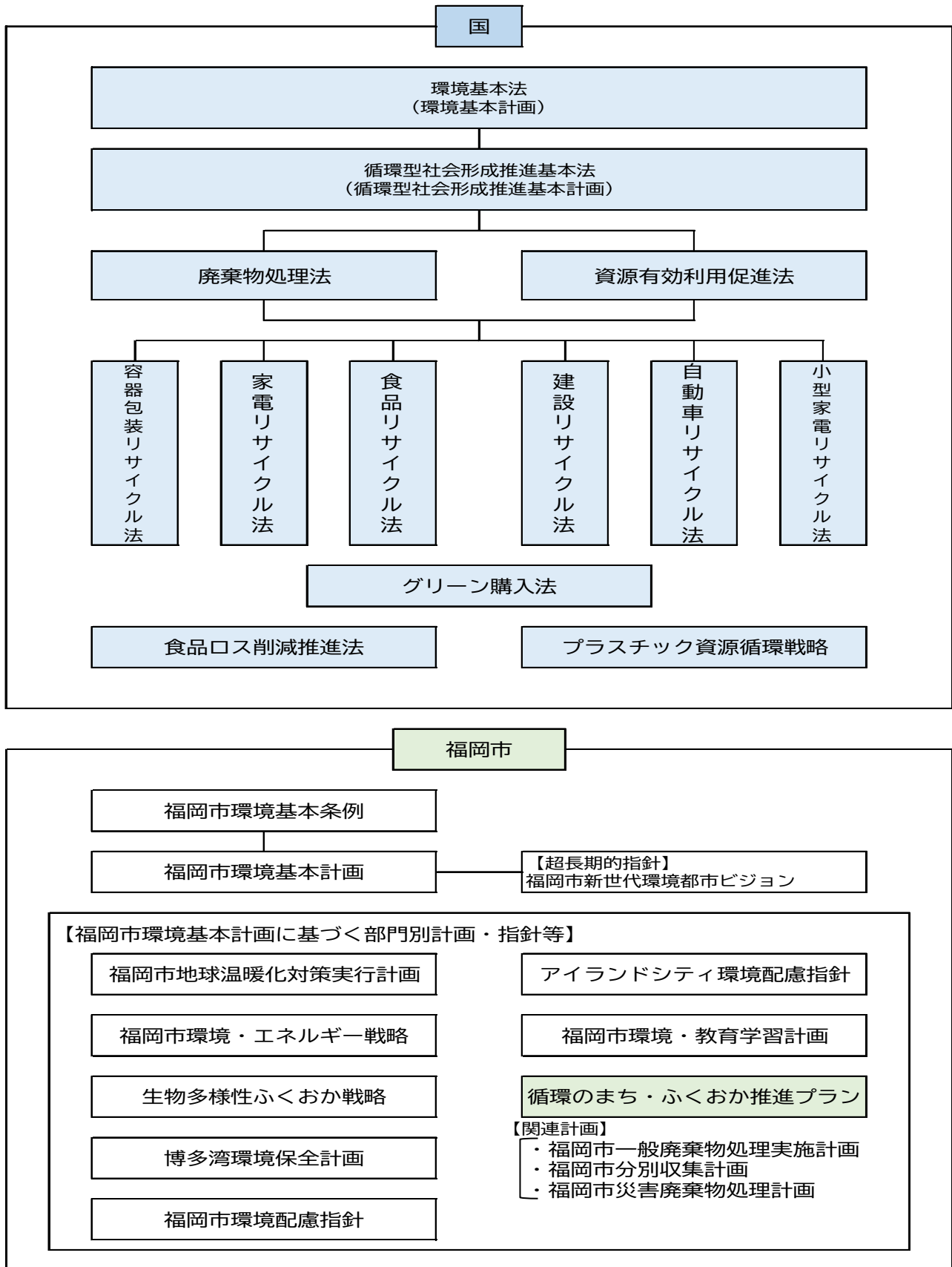
また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」といいます。）第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画及びプラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日閣議決定）の趣旨を踏まえたプラスチック削減推進計画としての機能も有するとともに、「福岡市環境基本計画（第三次）」の部門別計画となるものです。

¹ 福岡式循環型社会システム：ごみ問題を市民・事業者が自らの問題と捉え、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもとに、市民一人ひとりや各事業者の活力を活かし、自主性と自発性を尊重し、循環型社会を構築していくという考え方。

² 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）：2015年（平成27年）9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際社会全体の開発目標（17の目標、169のターゲット）。2030年（令和12年）までの15年間で「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な問題に取り組むこととされている。

³ 食品ロス：本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のこと。

■ 図表1 循環型社会形成推進のための法体系及び計画の位置付け



第2章 ごみ処理の現状

1 前計画の振り返り

(1) 前計画の概要

① 計画の名称

「新循環のまち・ふくおか基本計画（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」

② 計画の位置付け

- 廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく法定計画であり、環境基本法などの関係法令の理念を踏まえ、長期的・総合的な視点で循環型社会の構築を推進する計画。
- 福岡市環境基本計画の部門別計画として、廃棄物の適正処理及び資源の循環的利用を市民・事業者と共働して推進していくための方針及び施策を定めたもの。

③ 計画期間

2012年度（平成24年度）～2025年度（令和7年度） ※基準年次：2009年度（平成21年度）

④ テーマ・基本方針

● テーマ

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」

（市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システムの構築」を推進する。）

● 基本方針

- 方針① 循環型社会づくりのさらなる推進
- 方針② 処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- 方針③ 持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

⑤ 数値目標・取組指標

● 数値目標

ごみ処理量⁴ 11万トン削減（基準年次：58万トン⇒目標年次：47万トン）

ごみのリサイクル率⁵ 10ポイント向上（基準年次：28%⇒目標年次：38%）

● 取組指標

3R率、3Rの実践度、有害廃棄物等適正処理の実践状況、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量

⁴ ごみ処理量：ごみ排出量のうち、資源物や地震や水害などによる災害廃棄物等を除いた量。

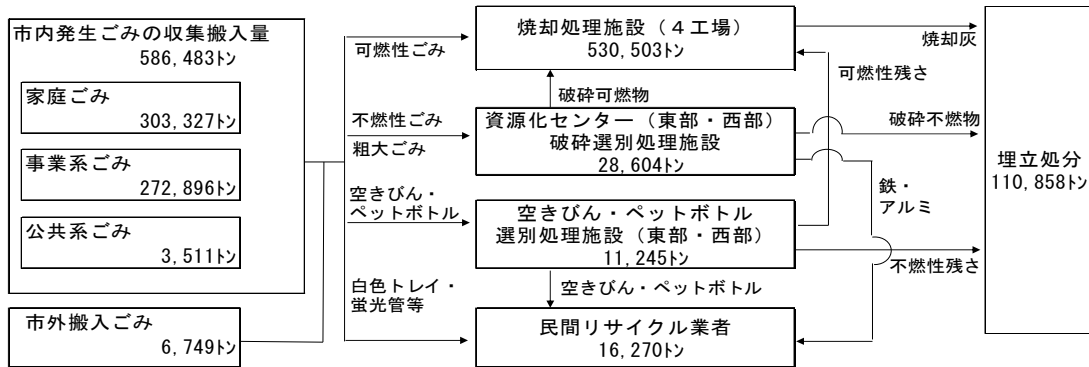
⁵ ごみのリサイクル率：リサイクル量をごみ処理量とリサイクル量の合計で除した割合。

(2) 実績

① ごみ処理のフロー

福岡市におけるごみ処理の流れは図表2のとおりです。

■ 図表2 福岡市におけるごみ処理のフロー

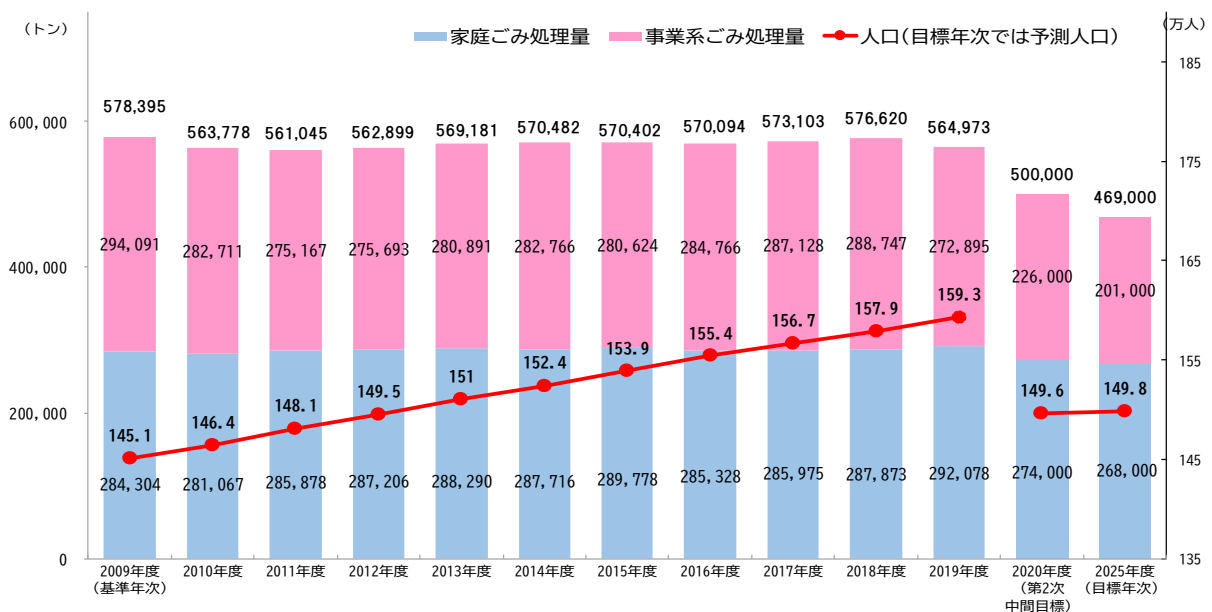


※ 数値：2019年度（令和元年度）実績

② ごみ処理量の推移

- 家庭ごみについては、市民の3Rへの取組みやライフスタイルの変化などにより、市民1人1日あたりのごみ処理量は基準年次と比較して36g減少しましたが、人口の増加により処理量全体は、微増傾向にあります。
- 事業系ごみについては、経済状況の好転により、事業所数は増えている中、事業者への指導・啓発などの取組みにより横ばいで推移していましたが、2019年度（令和元年度）に実施した産業廃棄物等の搬入規制により、2019年度（令和元年度）のごみ処理量は、基準年次と比較して約2万1千トン減少しています。
- 2019年度（令和元年度）のごみ処理量の総量は56万5千トンで第2次中間目標の2020年度（令和2年度）の目標値を約6万5千トン上回っており、目標値と実績値がかい離しています。

■ 図表3 ごみ処理量と人口の推移



(参考) 市民1人1日あたりのごみ処理量 (家庭ごみ原単位)

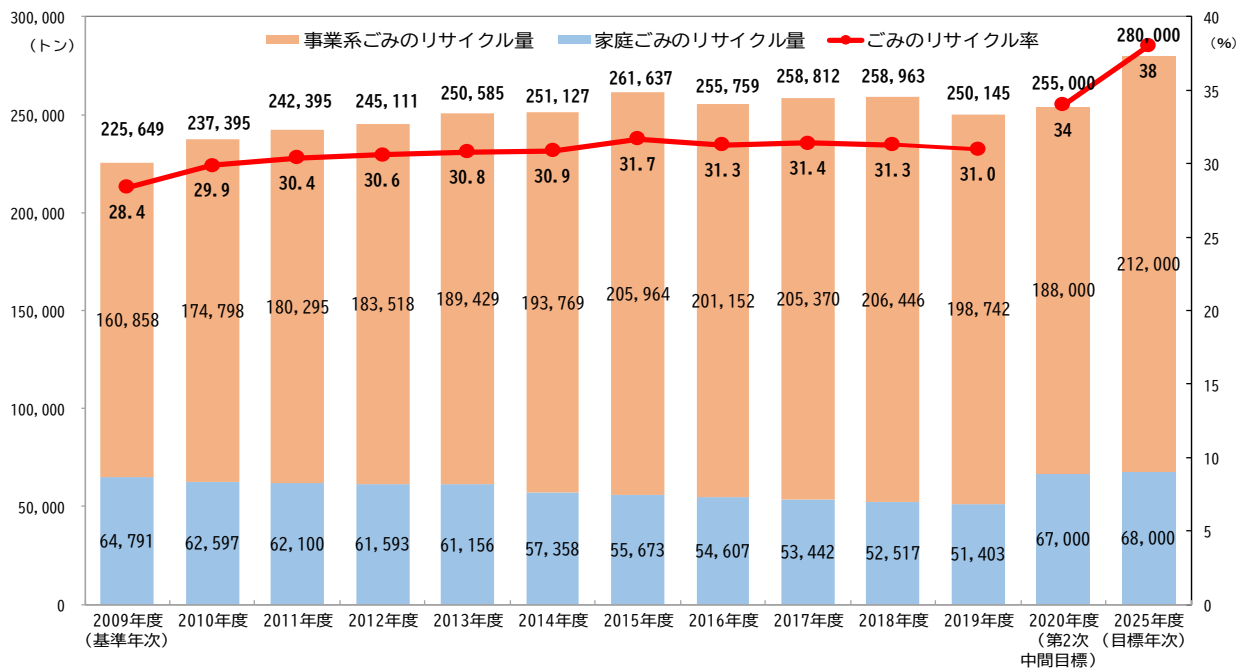
年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025
家庭ごみ原単位 (g/人・日)	537	526	528	526	523	517	515	503	500	499	501	501	491

(目標値)

③ ごみのリサイクル率の推移

- 家庭ごみのリサイクル量は減少傾向ですが、主な要因は新聞の回収量の減少であり、発行部数の減少が影響しているものと考えられます。
- 事業系ごみのリサイクル量は、事業者への指導・啓発の取組みや古紙の資源化ルートの確立などにより、増加傾向です。
- ごみのリサイクル率は31.0%となっており、基準年次の2009年度（平成21年度）と比較して、2.6ポイント増加しています。

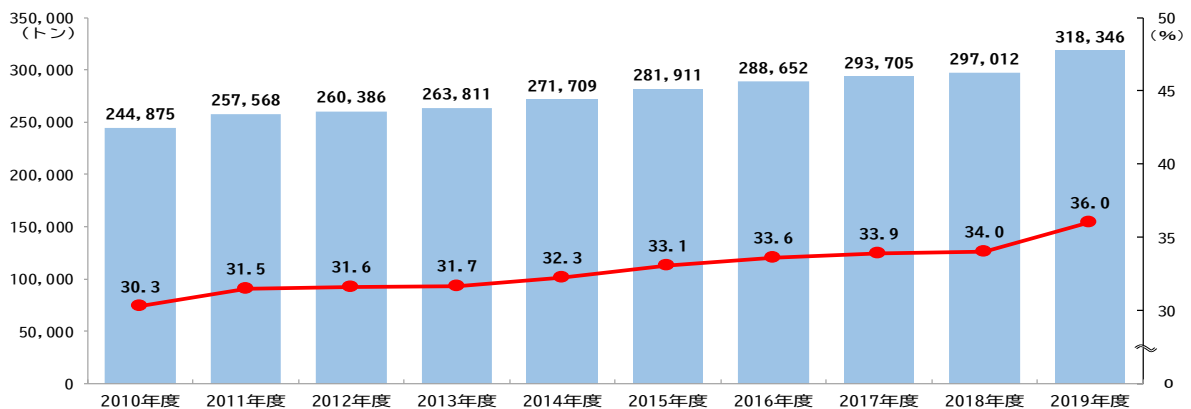
■ 図表4 ごみのリサイクル量と率の推移



④ 3R率⁶（ごみの発生量に対する3Rが実践された比率）

- 3R率は36.0%で、2010年度（平成22年度）と比較して、5.7ポイント増加し、3R量は約7万3千トン増加しています。
- 市民・事業者のリサイクルへの取組みにより、3R率及び3R量はともに上昇しています。

■ 図表5 3R率の推移



⁶ 3R率：3R量（発生抑制・再使用量とリサイクル量の合計）をごみ処理量と3R量の合計で除した割合。

⑤ 3Rの実践度

ごみ減量・リサイクルへの関心度は高い水準で推移しており、3Rの認知度は向上していますが、3Rの実践度は向上の余地があることから、より市民の実践につながるような広報・啓発の取組みが必要です。

■ 図表6 市民意識調査の結果

○ごみ減量・リサイクルへの関心度

	基準年次 2009年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
関心度	90.9%	91.4%	93.3%	90.5%	90.7%	93.2%

○3Rの認知度

			基準年次 2009年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
3R	2R	リデュース	38.2%	58.7%	62.8%	61.7%	57.6%	70.1%
		リユース	49.8%	64.2%	65.7%	65.9%	65.7%	72.4%
	リサイクル		89.1%	94.5%	92.2%	92.7%	91.8%	93.2%

○3Rの実践状況

実践項目		実践率					
		基準年次 2009年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
リ デュ ース	レジ袋辞退	63.3%	76.5%	75.3%	68.4%	68.5%	79.2%
	詰替商品の購入	58.8%	81.3%	82.5%	78.0%	79.0%	78.3%
	生ごみの削減	53.1%	56.3%	59.7%	58.2%	54.4%	58.9%
	計画的な購入	46.1%	46.8%	37.9%	40.7%	40.6%	44.3%
リ ユ ース	フリーマーケット等の活用	34.9% (2012年度)	34.3%	35.3%	40.3%	34.8%	35.1%
リ サ イ ク ル	集団回収の利用	65.6%	—	68.0%	62.8%	60.0%	64.5%
	古紙回収ボックスの利用	34.9%	—	30.3%	29.7%	23.8%	23.2%

出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する意識調査」（2009年度）、「市政アンケート調査」（2015-2019年度）

⑥ 有害廃棄物等適正処理の実践状況

- 蛍光管及び乾電池の回収は、2015年度（平成27年度）から家電量販店で回収を開始したことにより、回収量が増加傾向となっています。
- 水銀体温計などの水銀添加廃棄物の回収は、2016年度（平成28年度）に環境省のモデル事業として福岡市薬剤師会の会員薬局約700か所に回収ボックスを設置、2017年度（平成29年度）からは区役所・市民センターなどを加えて強化しています。

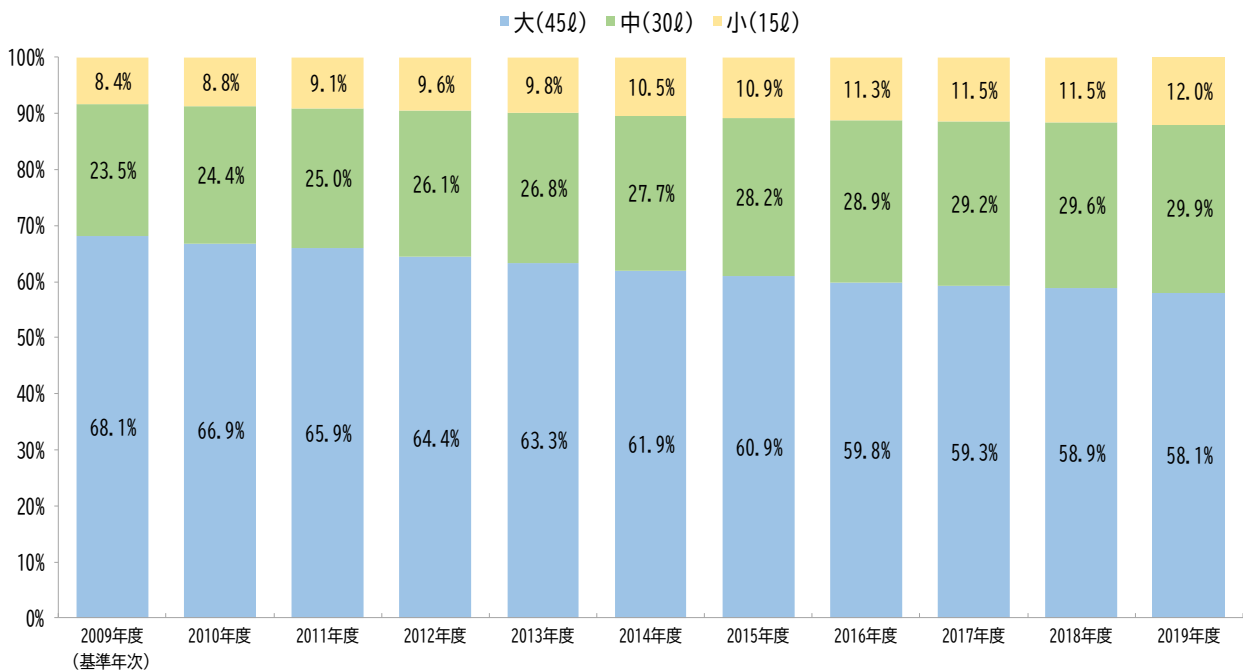
■ 図表7 区役所等の回収拠点での回収量

	2009年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
蛍光管・乾電池の回収量(ト)	1	10	23	28	43	47
水銀体温計等の回収量(kg)	—	—	163	125	181	132

⑦ 家庭ごみの容量

家庭用可燃ごみ袋の販売実績によると、大袋の割合が毎年度確実に減少しており、2009年度の構成比と比較すると、大袋が10.0ポイントの減少、中袋は6.4ポイントの増加、小袋は3.6ポイントの増加となっています。

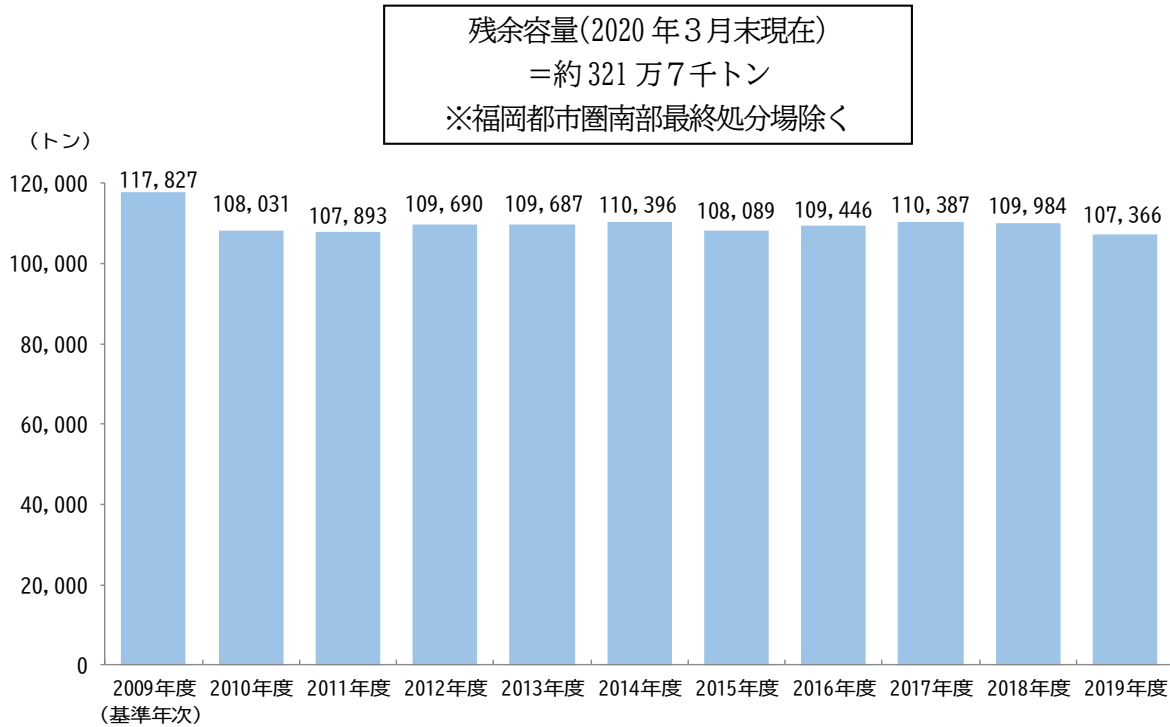
■ 図表8 家庭用可燃ごみ袋の販売実績の推移



⑧ 埋立処分量の推移

埋立処分量は、ごみ処理量と同様にほぼ横ばいで推移しています。

■ 図表9 埋立処分量の推移



⑨ 温室効果ガス排出量 (廃棄物発電によるCO₂排出削減量)

- 廃棄物発電量は横ばいで推移しており、安定的な発電を維持しています。
- CO₂排出削減量は基準年次と比較して、増加しています。

■ 図表10 廃棄物発電によるCO₂排出削減量の推移

(単位 上段：トン、下段：MWh)

	基準年次 2009年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
CO ₂ 削減量	89,676	148,710	131,910	129,676	126,154	88,752	94,439
発電電力量	239,775	248,680	249,831	268,481	272,472	255,771	272,160

- ・CO₂排出削減量は各年度に環境省から発表される九州電力(株)のCO₂排出係数を発電電力量に乗じて算出するため、発電電力量と比例しない。
- ・発電電力量は4工場で発電した電力量のうち、福岡市内で発生したごみの割合に相当する電力量である。

2 課題

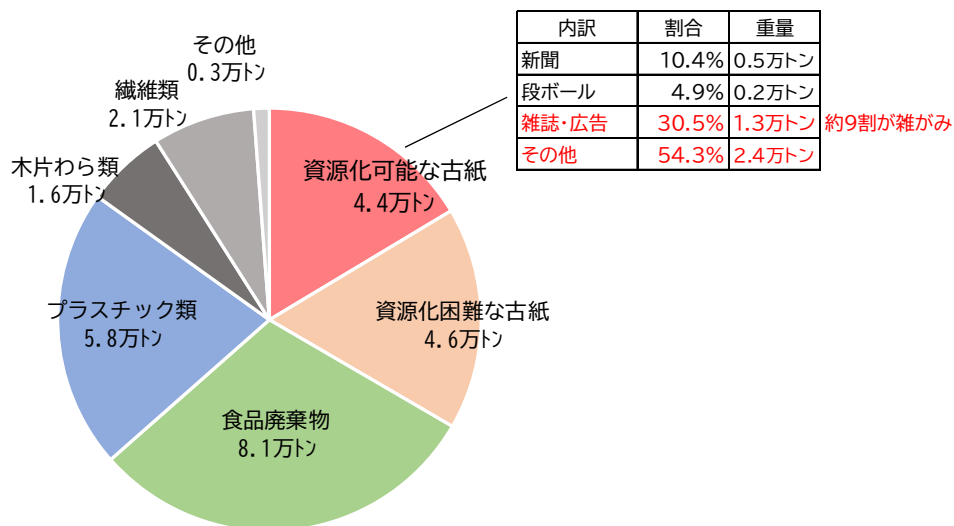
(1) ごみ処理における課題

① 家庭ごみ

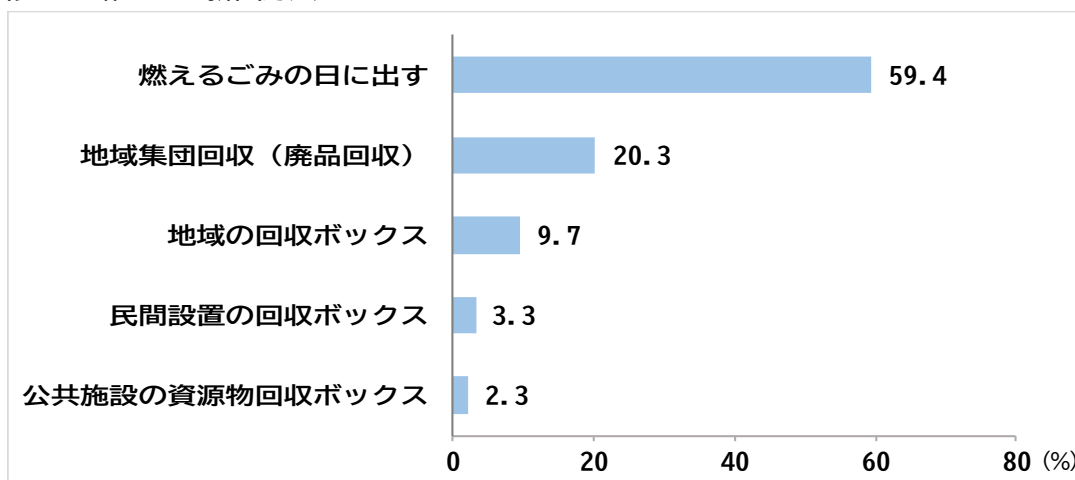
ア 古紙 (図表 11~13 参照)

- 家庭ごみに含まれる資源化可能な古紙は約4万4千トンでその約9割が雑がみとなっています。
- 雑がみの排出方法については、約6割の市民が「ごみとして排出している」と回答しており、年齢が上がるほど、古紙をごみとして排出する割合が低くなっています。
- 段ボールについては、18~29歳と30歳代の市民がごみとして排出する割合が高くなっています。
- そのため、「雑がみ」回収の認知度向上や20歳代、30歳代の市民における段ボールを含めた古紙の資源化に対する意識の向上が必要となります。

■ 図表 11 家庭系可燃ごみの組成 (2019 年度)

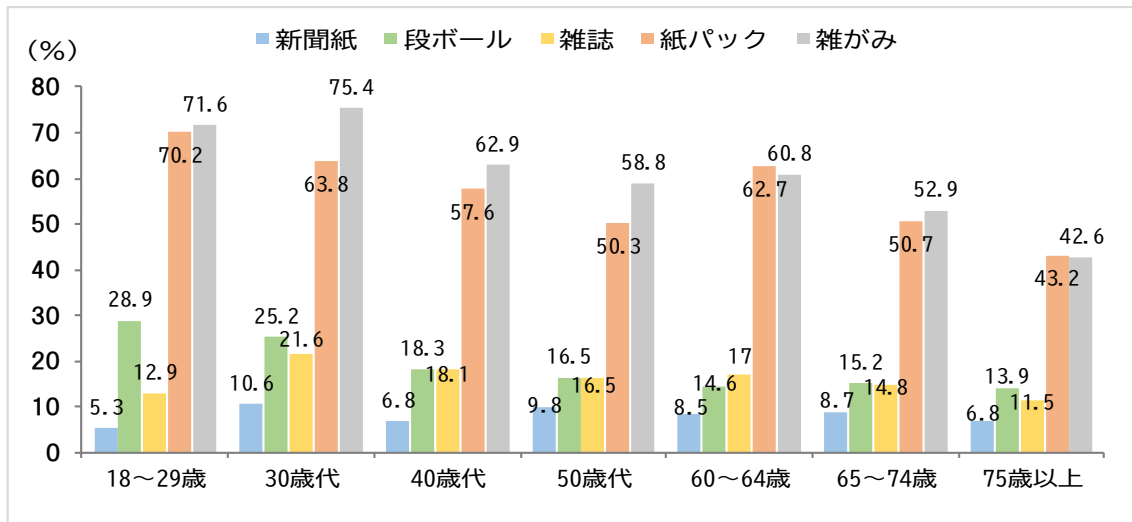


■ 図表 12 雑がみの排出方法



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」(2019 年度)

■ 図表 13 古紙を燃えるごみとして排出している割合

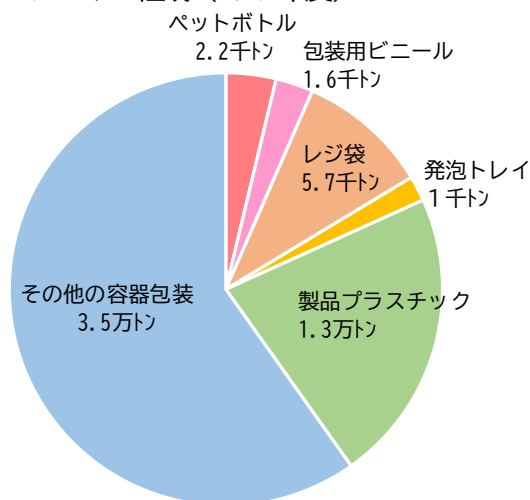


出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」(2019年度)

イ プラスチックごみ (図表 11、14～15 参照)

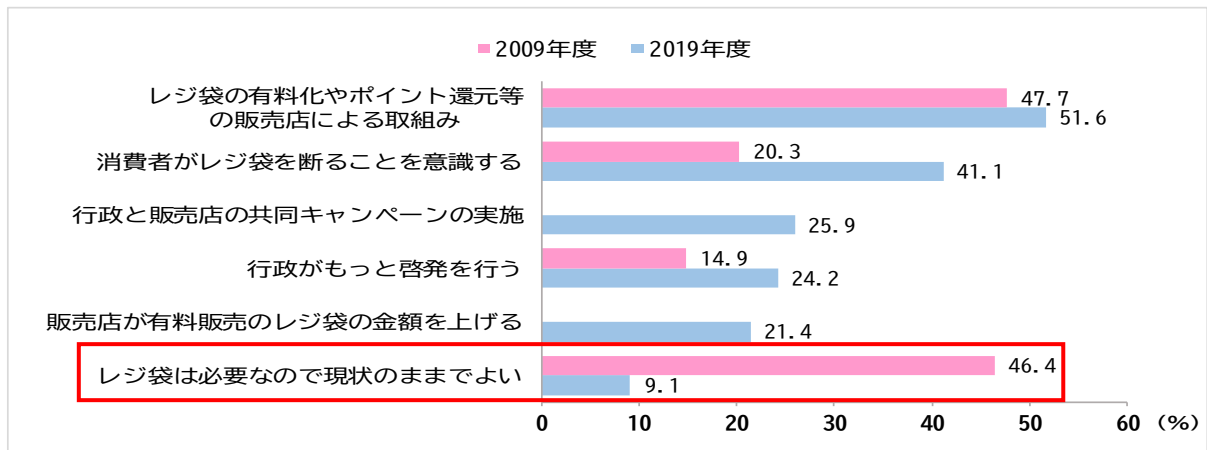
- 可燃ごみには、約5万8千トンのプラスチックごみが含まれています。
- 可燃ごみに含まれるプラスチックごみの内訳は、レジ袋が約6千トン、ペットボトルが約2千トン、その他の容器包装が約3万5千トンとなっています。
- レジ袋については、2020年(令和2年)7月の有料化義務化前に実施した調査によると「レジ袋は必要なので現状のままでよい」と回答した割合は大幅に減少しており、市民意識の変化がみられます。
- そのため、不要な物を断る「リフューズ」の推進や適正分別の周知徹底を図るとともに、代替素材⁷の普及促進を含めたプラスチックごみの処理のあり方について、検討が必要です。

■ 図表 14 家庭系プラスチックごみの組成 (2019年度)



⁷ 化石資源由来のプラスチックの代替となる化石資源に由来しない素材 (バイオマスプラスチックや紙、セルロースなどのプラスチック以外の再生可能な資源を原料とする素材)。

■ 図表 15 レジ袋削減に向けた必要な取組み（基準年次との比較）



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する意識調査」（2009年度）
「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」（2019年度）

ウ 食品廃棄物（図表 11 参照）

- 家庭ごみには約8万トンの食品廃棄物が含まれており、そのうち約1万トンが食品ロス（手つかず食品）となっています。
- そのため、発生抑制を促す施策の強化や食品ロス削減につながるフードドライブの認知度向上、生ごみ堆肥化等の推進が必要となります。

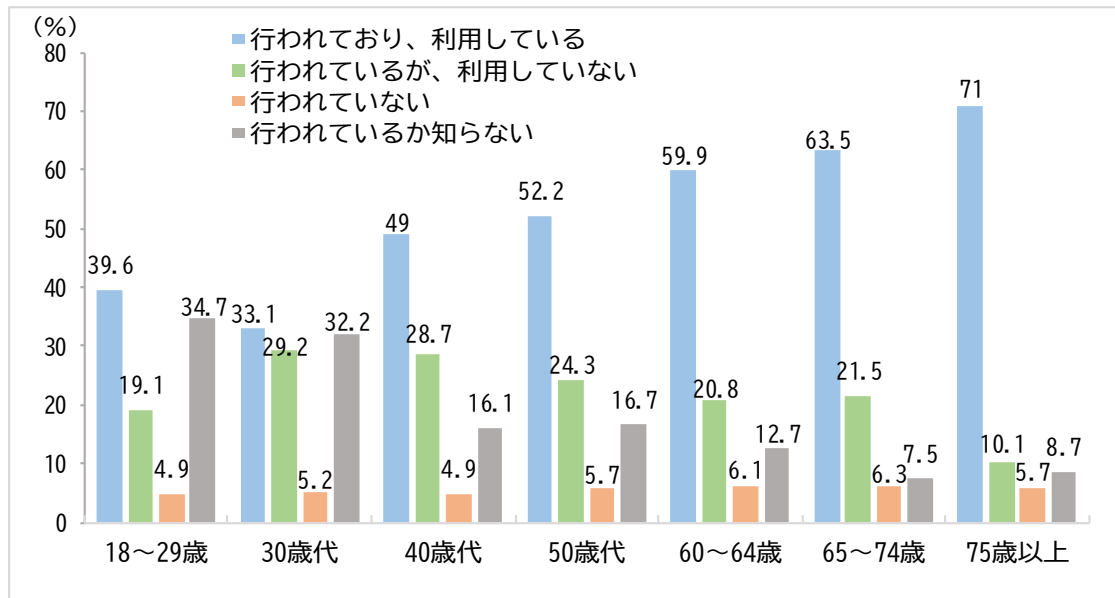
エ 地域集団回収等（図表 16、17 参照）

- 福岡市では地域集団回収による資源物の回収を推進しており、報奨制度の見直し等により実施団体数や実施回数は増加していますが、回収量は新聞の発行部数の減少などにより減少しています。
- 年齢別の利用状況では年齢が上がるほど利用率が高く、18～29歳、30歳代では認知度や利用率が他の世代と比べて低くなっています。
- 一方で、2018年度（平成30年度）に実施団体に行ったアンケート調査によると、少子高齢化により4分の1の団体が担い手不足と回答しています。
- そのため、若年世代の利用率向上や担い手不足への対応が課題となっています。

■ 図表 16 地域集団回収の実施状況の推移

	2009年度	2019年度	増減
実施団体数	1,480 団体	1,540 団体	60 団体
実施回数	13,471 回	14,495 回	1,024 回
回収量	27,938 トン	16,201 トン	▲11,737 トン

■ 図表 17 地域集団回収の利用状況



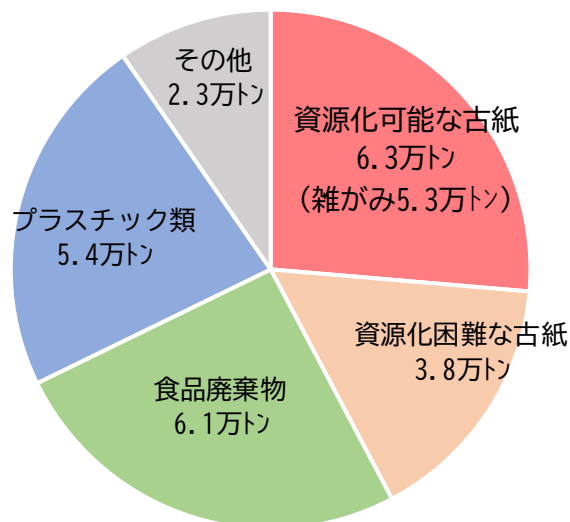
出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」(2019年度)

② 事業系ごみ

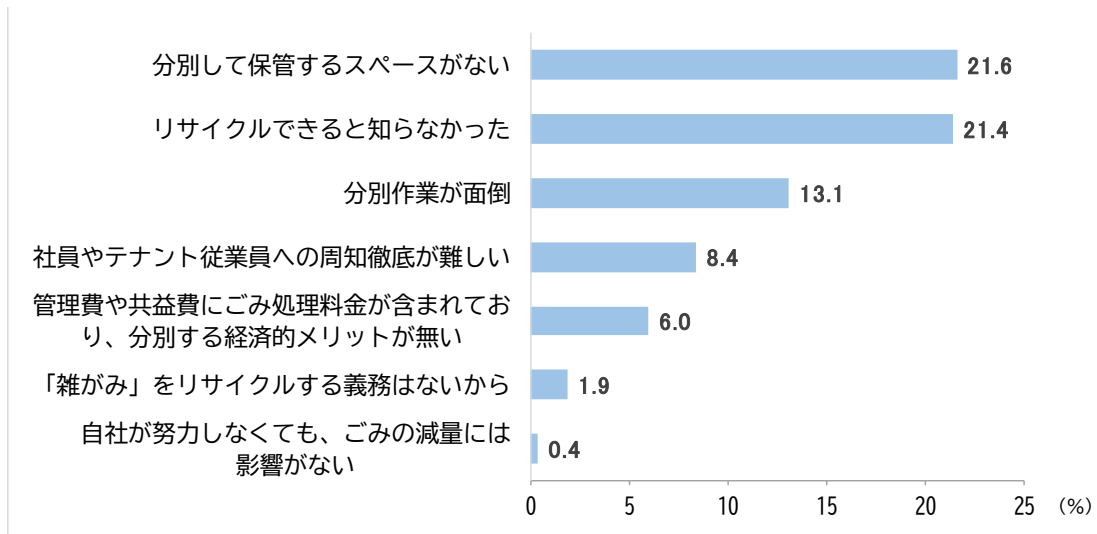
ア 古紙 (図表 18～20 参照)

- 事業系ごみには資源化可能な古紙が約6万3千トン含まれており、そのうち約5万3千トンが雑がみです。
- 古紙の資源化が進まない理由として、雑がみの認知度が低いことや保管場所の確保が困難なことが挙げられます。
- また、福祉業では紙類の約8割が紙おむつであり、超高齢社会の到来により、今後も増加が見込まれます。
- 保管場所の確保については、2020年(令和2年)10月開始の事業系古紙の分別区分追加に合わせて排出事業者に対する支援を実施していますが、古紙の更なる資源化のためには「雑がみ」回収の認知度向上や**分別しやすい仕組みの導入**、紙おむつの資源化に向けた課題の整理が必要です。

■ 図表 18 事業系可燃ごみの組成 (2019年度)

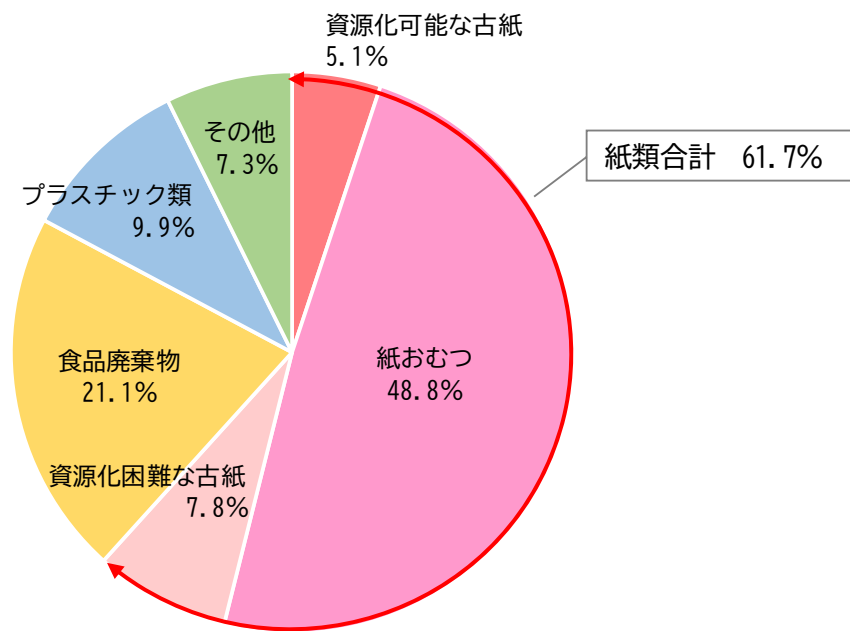


■ 図表 19 雑がみをリサイクルしていない理由



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する事業所調査」(2019年度)

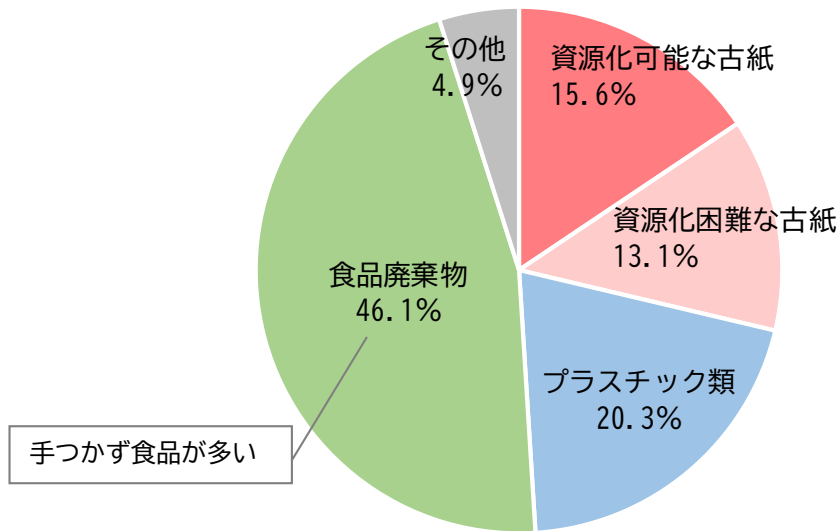
■ 図表 20 業種別(福祉業)可燃ごみ組成(2019年度)



イ 食品廃棄物 (図表 18、21 参照)

- 事業系ごみには、食品廃棄物が約6万トン含まれていますが、市内の資源化施設(飼料化)の処理能力は約1万トンであり、十分ではありません。
- 福岡市では資源化ルートへの誘導を行い、資源化量は増加していますが、処理コストが高いことから、取り組む事業者は限定的です。
- 小売業では食品廃棄物の割合が高く、その中でも手つかず食品が多くなっています。
- そのため、業種別の対策やフードバンクの活用、効率的な収集ルートの構築、新規資源化施設誘致に関する施策が必要になります。

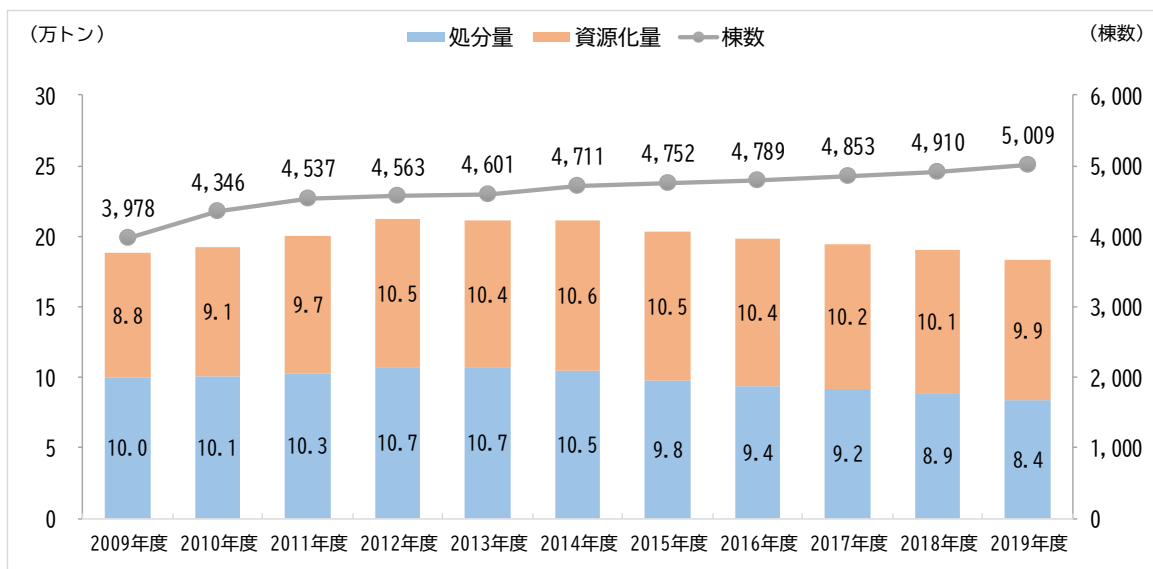
■ 図表 21 業種別（小売業）可燃ごみ組成（2019 年度）



ウ 事業用建築物（図表 22、23 参照）

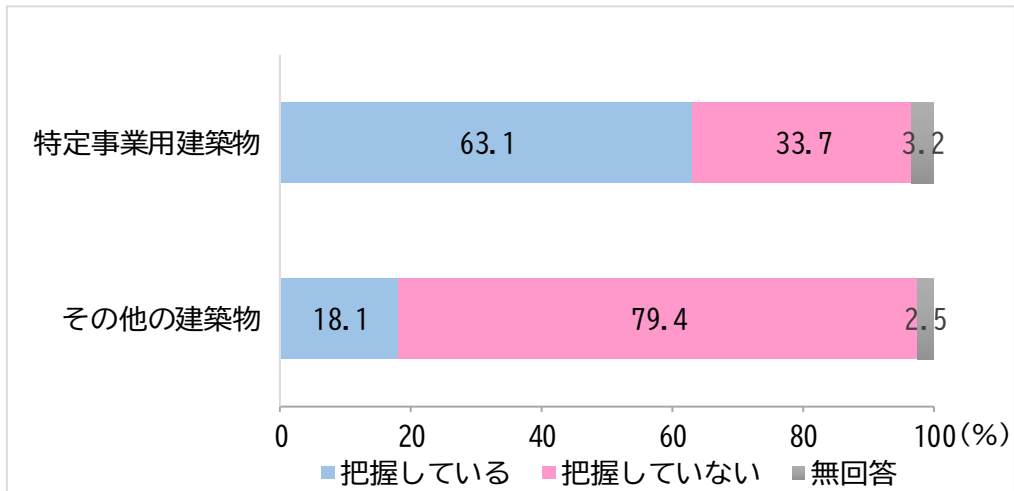
- 戸別訪問による指導や事業者の意識の向上等により特定事業用建築物⁸におけるごみの発生量は減少しています。
- 一方で、特定事業用建築物以外の中小事業者においては、ごみ処理量や資源化量が把握できていないという課題があります。
- そのため、更なる減量意識の向上に向けて、戸別訪問による指導を強化するとともに、各事業者が自ら排出しているごみに関する意識の向上が必要です。

■ 図表 22 特定事業用建築物における資源化量・処分量の推移



⁸ 特定事業用建築物：事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物。福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、当該建築物における事業系一般廃棄物の減量を推進するため、廃棄物の減量等に関する計画書の提出等が義務付けられている。

■ 図表 23 事業者におけるごみや資源物排出量の把握状況

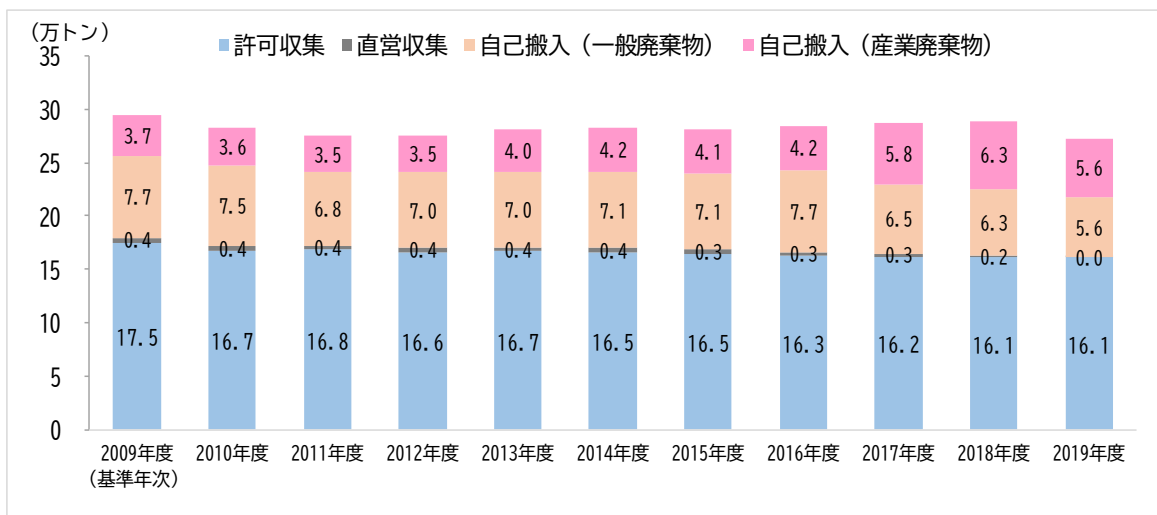


出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する事業所調査」(2019年度)

Ⅰ 搬入種別 (図表 24 参照)

- 許可業者による搬入量は事業系ごみの定期収集手数料の減免廃止⁹や特定事業用建築物への指導等により減少傾向です。
- 自己搬入による搬入量は住宅の増改築等による産業廃棄物が増加傾向でしたが、市外に所在する事業者による産業廃棄物の搬入規制や木くずの資源化施設への誘導により、2019年度(令和元年度)は減少しています。
- 今後も、排出者責任と適正処理に関する指導の強化や民間施設(産業廃棄物・資源物)への誘導強化が必要です。

■ 図表 24 事業系ごみ搬入量の推移 (搬入種別)

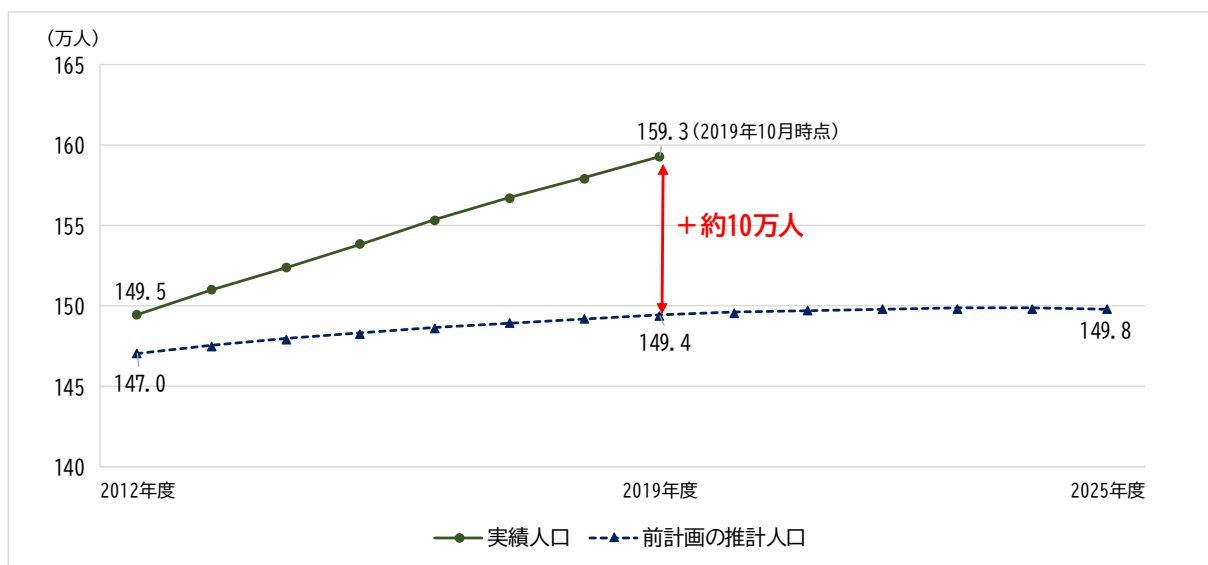


⁹ 事業系ごみの定期収集手数料の減免廃止：排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する際のごみ処理手数料については、中小零細事業者の負担軽減の観点から、処分経費を50パーセント減免していたが、排出事業者の自己責任の明確化及びごみ減量・リサイクルを促進するため、2011年度から段階的に廃止した。

(2) 前計画策定後の状況変化

- 人口の増加や経済状況などの社会状況が想定以上に大きく変化しました。
- SDGs採択、第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）の策定など、国等において、総合的かつ長期的な政策の方向性が決定しました。

■ 図表 25 実績人口と前計画の推計人口



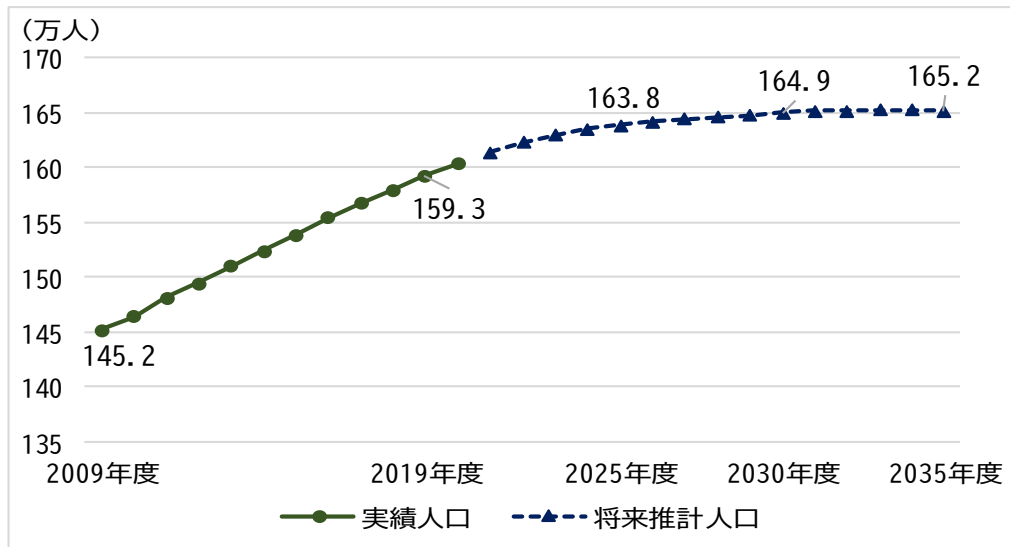
■ 図表 26 前計画策定後の環境政策の動向

年度	主な動き
2011	新循環のまち・ふくおか基本計画策定
2014	福岡市環境基本計画（第三次）策定
2015	国連サミットにて「持続可能な開発目標（SDGs）」採択 パリ協定採択
2018	第五次環境基本計画策定 第四次循環型社会形成推進基本計画策定
2019	プラスチック資源循環戦略策定 食品ロスの削減の推進に関する法律施行 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略
2020	レジ袋有料化義務化

(3) 前計画では見込まれていない新たな課題

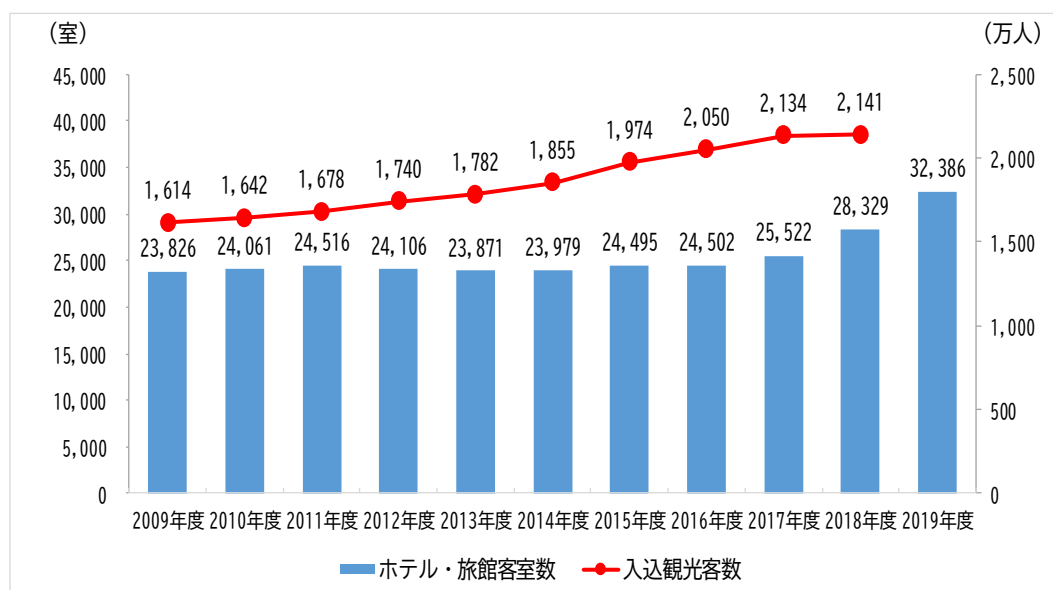
- 福岡市では、今後も人口が増加し、2035年（令和17年）頃に165.2万人のピークを迎える見通しです。
- 今後も観光・MICEによる交流人口の増加が見込まれます。
- 好調な経済状況により、事業所数及び市内総生産額は増加傾向を示しています。
- 前計画では想定していないプラスチックごみや食品ロスといった新たな課題に対応する必要があります。

■ 図表 27 福岡市の実績人口と将来推計人口



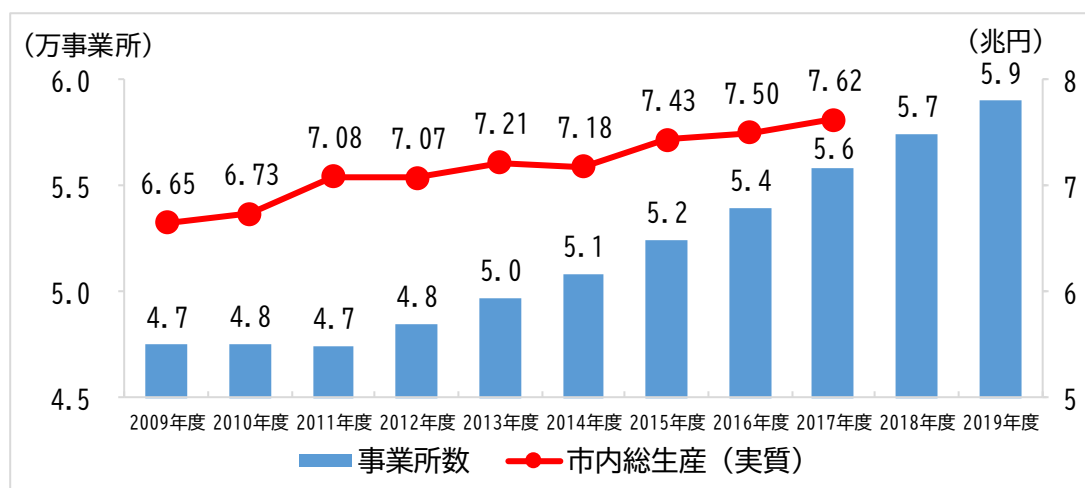
出典：「福岡市環境局推計」（2019年度）

■ 図表 28 福岡市における客室数、入込観光客数の推移



出典：「福岡市観光統計」

■ 図表 29 福岡市における事業所数、市内総生産の推移



出典：「福岡市市民経済計算」、「福岡市税務統計」

第3章 計画の基本的事項（長期ビジョン）

1 計画期間

- 本計画の計画期間は2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とし、10年間の基本方針や目標を示す「長期ビジョン」を定めます（基準年度：2019年度（令和元年度））。
- 10年間の「長期ビジョン」に基づく施策を推進するため、5年ごとに具体的な施策を定める「実行計画」を策定し、変化の激しい社会状況に対応した施策を展開します¹⁰。
- 2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）を第1期実行計画期間、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）を第2期実行計画期間とし、2025年度（令和7年度）を中間目標年度、2030年度（令和12年度）を目標年度とします。

■ 図表 30 循環のまち・ふくおか推進プランの構成

2021年度 (令和3年度)				2025年度 (令和7年度)				2030年度 (令和12年度)
第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画（10年間）（長期ビジョン）								
第1期実行計画（5年間）					第2期実行計画（5年間）			
			第1期実行計画 評価・検証	第2期実行計画 策定			基本計画 評価・検証	次期基本計画 策定

2 テーマ・基本方針

(1) テーマ

みんなでつくろう！ 活力ある未来へつなぐ「循環のまち・ふくおか」

- 福岡市に関わる全てのステークホルダーの参画を目指します
- 持続可能な社会を実現し、安全・安心な生活環境を将来に受け継ぎます
- 地域循環共生圏の形成により地域の活力が最大限発揮される都市を目指します

福岡市環境基本計画（第三次）のめざすまちの姿「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」の実現に向けた部門別計画として、上記のテーマを掲げ、「福岡式循環型社会システムの構築」を推進します。

(2) 基本方針

- テーマの実現に向けて、20、21頁に掲げる4つの基本方針に基づき、施策を推進します。
- 基本方針毎にSDGsのゴールを設定します。
- 基本方針に基づき、14の施策の方向性を定めるとともに、取組みの主体に合わせて施策を分類します。

〔施策の分類〕

- 【共 働】 市民・事業者・NPO・行政の各主体が協力して取り組む施策
- 【市 民】 市民が主体となって取り組む施策
- 【事業者】 事業者が主体となって取り組む施策
- 【行 政】 福岡市が主体となって取り組む施策

¹⁰ 実行計画策定の趣旨：前計画の策定から10年近くが経過する中、福岡市では人口や事業者数の増加をはじめ、社会状況が大きく変化した。本系計画では今後も続く都市の成長や社会状況の変化に柔軟に対応するため、実行計画にて5年ごとに具体的な施策を定めるとともに、施策の効果を評価・検証しながら、着実に推進していくこととする。

基本方針1 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

循環型社会の実現に向けて、第3次産業中心の「商業都市」として、環境配慮型商品の普及を進めるとともに、「アジアの交流拠点都市」として、福岡市を訪れる人々が自然に3R行動を実践しやすい環境を整備します。



【施策の方向性】

- 環境配慮型商品の更なる普及・促進【共働】
バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックといった代替素材の普及やグリーン購入を促進します。
- 交流人口をターゲットとした3Rの推進【共働】
駅、空港、宿泊施設、飲食店といった施設の特性に応じた3R施策を推進します。
- 単身者・高齢世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進【共働】
単身者や高齢世帯に対応した資源物回収や外国人居住者向けの多言語での広報など多様なライフスタイルに対応した資源循環施策を推進します。

基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

産学官連携によるイノベーションの創出やNPO等も参加した多様なコミュニティによる取り組みによって、地域の活力を最大限発揮します。



【施策の方向性】

- 設計段階からの環境配慮型商品の開発支援【共働】
環境配慮型商品の普及を目的に設計段階からの開発支援を進めます。
- ICT・AIを活用したシェアリング¹¹等の2Rビジネス¹²の促進【共働】
ICT・AIを活用した2Rビジネスの普及促進や事業活動における循環経済モデル¹³の導入を進めます。
- 多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立【共働】
地域コミュニティや事業者、NPOなどの多様な主体による資源循環を推進します。

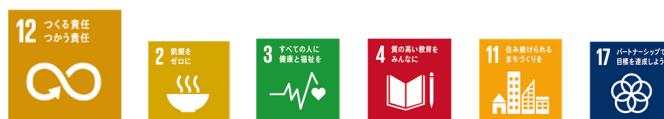
¹¹ シェアリング：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。サーキュラーエコノミーの種類の1つ。

¹² 2Rビジネス：シェアリングやリユース、サービサイジング（製品のサービス化）といった2R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））に繋がるビジネスモデルのこと。

¹³ 循環経済（サーキュラーエコノミー）：従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形な経済活動から製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済のこと。

基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

持続可能な社会の実現に向けて、3Rを実践するライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進します。



【施策の方向性】

- 持続可能な消費行動¹⁴への転換【市民】
環境に配慮した消費行動の周知啓発やマイバッグ・マイボトルの利用などを促進します。
- 手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減【市民・事業者】
食品ロスを削減するため、家庭や事業活動における取組みを推進します。
- 事業系古紙の資源化推進【事業者】
雑がみの認知度向上や紙おむつの資源化に向けた課題の整理を行います。
- E S G投資¹⁵の普及・促進【事業者】
地域金融機関との連携により、E S G投資の普及・促進に取り組みます。

基本方針4 適正処理の更なる推進

平時から事故・災害時まで一貫して安全を確保できる処理体制を構築するとともに、廃棄物処理過程における脱炭素化や陸域でのプラスチック回収による海洋プラスチックごみ対策を推進します。



【施策の方向性】

- 適正処理に向けた基盤整備の推進【行政】
一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策として、廃棄物処理事業における業務継続計画の継続的な見直しや感染性廃棄物への対応を行います。
- 大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築【行政】
災害廃棄物処理体制の検討や大規模災害に対応できる施設整備、広域支援体制の構築を行います。
- 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進【行政】
脱炭素社会を推進するため、収集運搬及び処分¹⁶の各工程における温室効果ガス排出量を削減します。
- 海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進【共働】
良好な生活環境を保全するため、海洋プラスチックごみ対策や不法投棄対策を推進します。

¹⁴ 持続可能な消費（エシカル消費）：地域の活性化や雇用なども含む人や社会・環境に配慮した消費行動。

¹⁵ E S G投資：環境・社会・企業統治といった要素を含めて投資先の中長期的な企業価値を考慮する投資。2006年に国連環境計画・金融イニシアティブが責任投資原則（PRI）を提唱し、投資にあたりE S Gの配慮を求めており、これを機にE S G投資が欧米を中心に急速に拡大した。

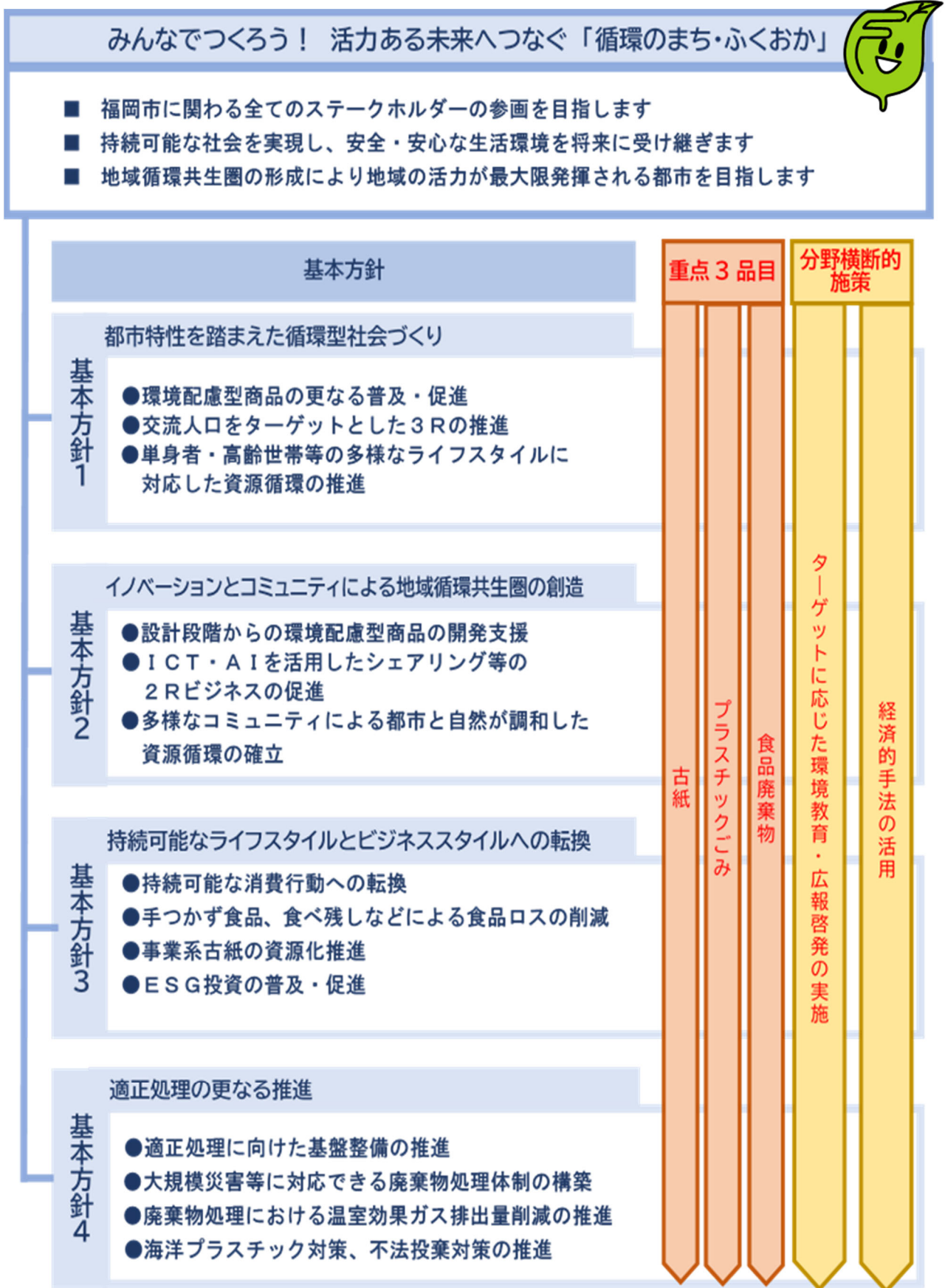
(3) 重点3品目

本計画ではごみ減量・リサイクルの更なる推進を目的に可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的な減量施策を実施します。

【施策の方向性】

古紙	<ul style="list-style-type: none">・ペーパーレス化の推進・再生紙の優先利用の促進・雑がみの認知度向上・地域特性に応じた地域集団回収の促進策検討・事業系古紙の資源化推進
プラスチックごみ	<ul style="list-style-type: none">・業界団体と連携したバイオマスプラスチック等の代替素材の普及・促進・産学官連携による環境配慮型商品の開発支援・マイバッグ・マイボトルの普及・促進・適正分別の周知徹底・プラスチックごみ処理のあり方検討・事業者の地域清掃活動への参加促進
食品廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・駅、空港、宿泊施設等の施設特性に応じた3R推進モデル事業の実施・多様な主体との連携による資源化の取組み支援・消費期限等の理解促進、フードドライブの推進・事業系食品廃棄物の資源化推進

■ 図表31 施策の体系



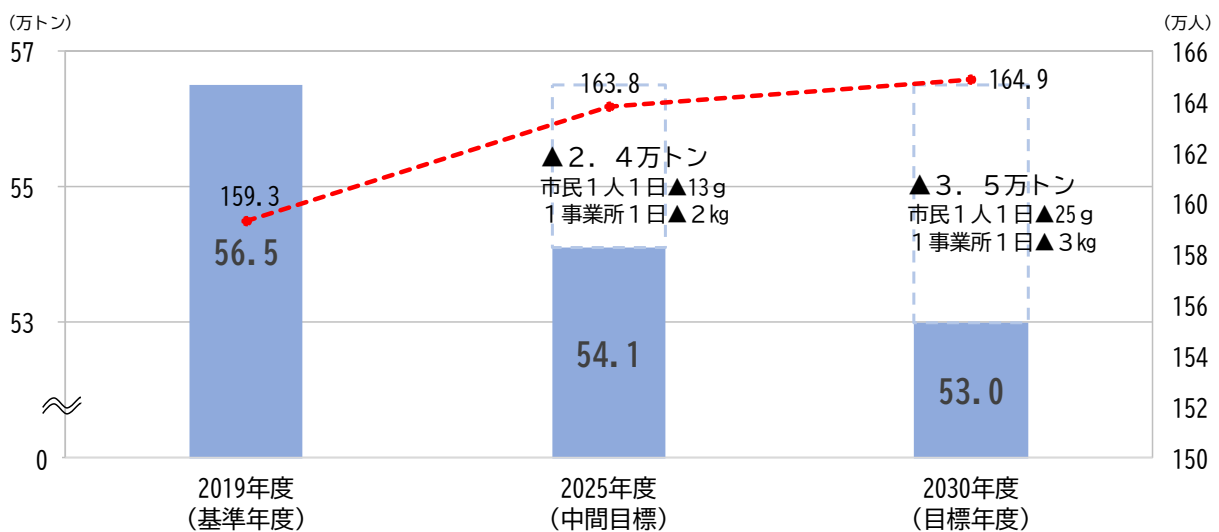
3 数値目標

本計画では長期ビジョンで掲げたテーマを実現するため、次の3つの数値目標を設定します。

(1) ごみ処理量

ごみ減量・リサイクルを推進することにより、環境負荷の低減やごみ処理コストの縮減、ごみ処理施設の延命化を図るため、ごみ処理量を2019年度（令和元年度）から3万5千トン削減することを目指します。

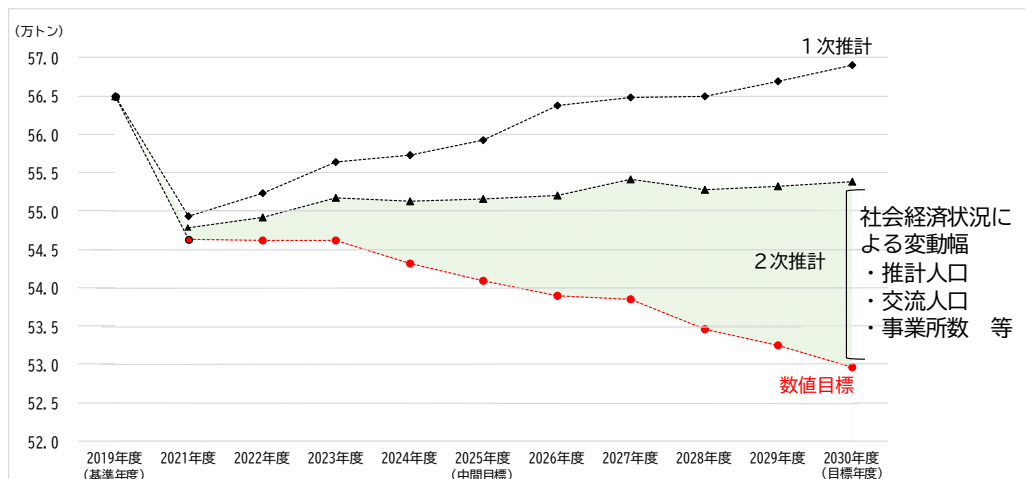
■ 図表32 ごみ処理量の削減目標



【参考】

ごみ処理量の将来推計については、現行施策を継続した場合のごみ処理量（1次推計）を基に本計画に基づく新規施策等を実施した場合の効果を加えたごみ処理量（2次推計）を推計しています。

2次推計では新型コロナウイルス感染症が与える社会経済活動への影響や気候変動など、今後も見通しが難しい社会状況の変動に対応するため、複数のシナリオに基づき検討を行い、社会経済状況の変化による変動幅を考慮した上で推計し、減量施策の効果が最大限発揮された場合のごみ処理量を数値目標とします。



ごみ処理量の将来推計

(2) 市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量（家庭ごみ原単位）

人口が増加する中でも市民1人1人のごみ減量・リサイクルの取組みを着実に進めていくため、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量を2019年度（令和元年度）から25g削減することを目指します。

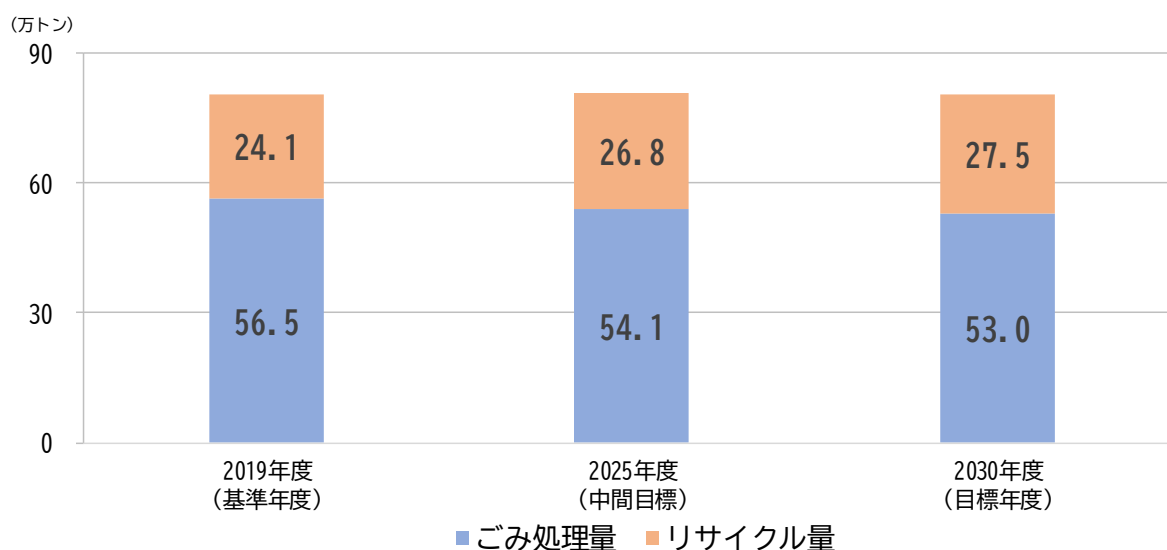
2019年度 （基準年度）	2025年度 （中間目標）	2030年度 （目標年度）
501 g/人・日	488 g/人・日	476 g/人・日

(3) 1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量（事業系ごみ原単位）

事業所数が増加する中でも事業系ごみの減量・リサイクルの取組みを着実に進めていくため、1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量を2019年度（令和元年度）から3kg削減することを目指します。

2019年度 （基準年度）	2025年度 （中間目標）	2030年度 （目標年度）
13 kg/所・日	11 kg/所・日	10 kg/所・日

■ 図表 33 ごみの発生量の見通し



区分	2019年度 （基準年度）	2025年度 （中間目標）	2030年度 （目標年度）
可燃ごみ処理量	51.1 万トン	48.5 万トン	47.3 万トン
不燃ごみ処理量	5.4 万トン	5.6 万トン	5.7 万トン
ごみ処理量	56.5 万トン	54.1 万トン	53.0 万トン
リサイクル量※	24.1 万トン	26.8 万トン	27.5 万トン
ごみ発生量	80.6 万トン	80.9 万トン	80.5 万トン
人口	159.3 万人	163.8 万人	164.9 万人

※リサイクル量には不燃ごみに含まれる鉄・アルミ回収量を除く

4 取組指標

数値目標のほか、長期ビジョンに掲げる基本方針に基づく施策や重点3品目に関する施策の効果を多面的に把握するため、**基本方針毎に取組指標を設定します。**

●基本方針1

指標1：環境配慮型商品を購入する市民の割合の向上

環境配慮型商品の普及を把握するため、商品を購入する市民の割合の向上を取組指標とします。(把握方法：市政アンケートによる調査)

また、参考として、小売業者などへ環境配慮型商品の普及状況のヒアリングを行い、実態の把握に努めます。

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
詰替品の購入	78.3%	85%	90%
再生品の購入	10.9%	15%	30%

指標2：特定事業用建築物における廃棄物発生量の削減

交流人口をターゲットとした3R施策の進捗状況を把握するため、大規模集客施設等の特定事業用建築物における廃棄物発生量の削減を取組指標とします。(把握方法：廃棄物の減量等に関する計画書による集計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
特定事業用建築物における 廃棄物発生量	36.4トン/棟	2019年度から削減	2025年度から削減

指標3：市民のリサイクル実践度の向上

市民の多様なライフスタイルに対応した資源循環の取組みを把握するため、市民のリサイクル実践度の向上を取組指標とします。(把握方法：市政アンケートによる調査)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
集団回収の利用	64.5%	70%	75%
古紙回収ボックスの利用	23.2%	30%	35%

●基本方針2

指標4：リサイクル率の向上

資源循環の取組みを把握するため、リサイクル率の向上を取組指標とします。(把握方法：地域集団回収や資源化施設への搬入量等の集計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
リサイクル率	31%	34%	35%

指標5：資源化可能な古紙の焼却量の削減

古紙の資源化の状況を把握するため、資源化可能な古紙の焼却量の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
資源化可能な古紙の焼却量	10.7万トン	8.7万トン	7.7万トン

指標6：食品廃棄物の焼却量の削減

食品廃棄物の資源化の状況を把握するため、食品廃棄物の焼却量の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
食品廃棄物の焼却量	14.2万トン	14.1万トン	13.2万トン

●基本方針3

指標7：持続可能な消費行動の実践度の向上

持続可能な消費行動への転換の状況を把握するため、消費行動の実践度の向上を取組指標とします。
(把握方法：市政アンケートによる調査)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
レジ袋の辞退	79.2%	93%	95%
簡易包装の購入	55.8%	65%	70%
マイボトルの持参	53.6%	60%	70%
計画的な購入	44.3%	50%	60%

指標8：家庭系プラスチックごみの焼却量の削減

家庭系のプラスチックごみの削減状況を把握するため、家庭系プラスチックごみの焼却量の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
家庭系プラスチックごみの焼却量	5.8万トン	5.7万トン	5.5万トン

指標9：食品ロス発生量(手つかず食品)の削減

食品ロスの削減状況を把握するため、廃棄される手つかず食品の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
手つかず食品の量	2.3万トン	2.2万トン	1.8万トン

指標10：資源化可能な事業系古紙の焼却量の削減

事業系古紙の資源化の状況を把握するため、資源化可能な事業系古紙の焼却量の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
資源化可能な事業系古紙の焼却量	6.3万トン	4.3万トン	3.6万トン

参考指標：市内総生産あたりの事業系ごみ処理量の削減

持続可能なビジネススタイルへの転換状況を把握するため、市内総生産(実質)あたりの事業系ごみ処理量の削減を参考指標として把握します。(把握方法：市民経済計算により把握しますが、市内総生産額の公表は当該年度の3年後となるため、参考指標とします)

項目	2017年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
市内総生産(実質)あたりの事業系ごみ処理量	3.77トン/億円	2017年度から削減	2025年度から削減

●基本方針4

指標 11：有害廃棄物等の混入量の削減

有害廃棄物などの適正処理の進捗を把握するため、燃えないごみに混入する有害廃棄物等の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
蛍光管の混入量	17トン	2019年度 から削減	2025年度 から削減
乾電池の混入量	238トン		
スプレー缶(残留物あり)の混入量	36トン		
リチウムイオン電池の 混入量	調査中	2020年度 から削減	

指標 12：廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減

廃棄物処理における脱炭素化の進捗を把握するため、廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査に基づく集計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
廃棄物処理における 温室効果ガス排出量	31.5万トン-CO ₂	2019年度 から削減	2025年度 から削減
廃棄物発電による 温室効果ガス削減量	9.4万トン-CO ₂	※	※

※ 廃棄物発電による温室効果ガス削減量は、年度毎に公表される九州電力株のCO₂排出係数に発電電力量を乗じて算出するため、目標の設定が難しいことから、数値の把握にとどめます。

指標 13：不法投棄回収量の削減

不法投棄対策の進捗を把握するため、不法投棄回収量の削減を取組指標とします。(把握方法：回収実績)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
不法投棄回収量	36トン	2019年度 から削減	2025年度 から削減

コラム リチウムイオン電池

リチウムイオン電池は、携帯電話やスマートフォン、加熱式タバコなど多くの製品に使用されていますが、圧力がかかると発火する恐れがあり、近年、リチウムイオン電池を要因としたごみ収集車両やごみ処理施設等での発火トラブルが増えていることから、機器から取り外して適正に分別し排出することが重要です。

取り外したリチウムイオン電池は、(一社)JBRCによって回収されており、家電量販店やスーパーなどに設置している回収ボックスに分別・排出することができます。

JBRC リサイクル協力店

検索



発火原因となった加熱式タバコ
(リチウムイオン電池内蔵)

出典：(公財)日本容器包装
リサイクル協会HP

第4章 施策の推進（実行計画）

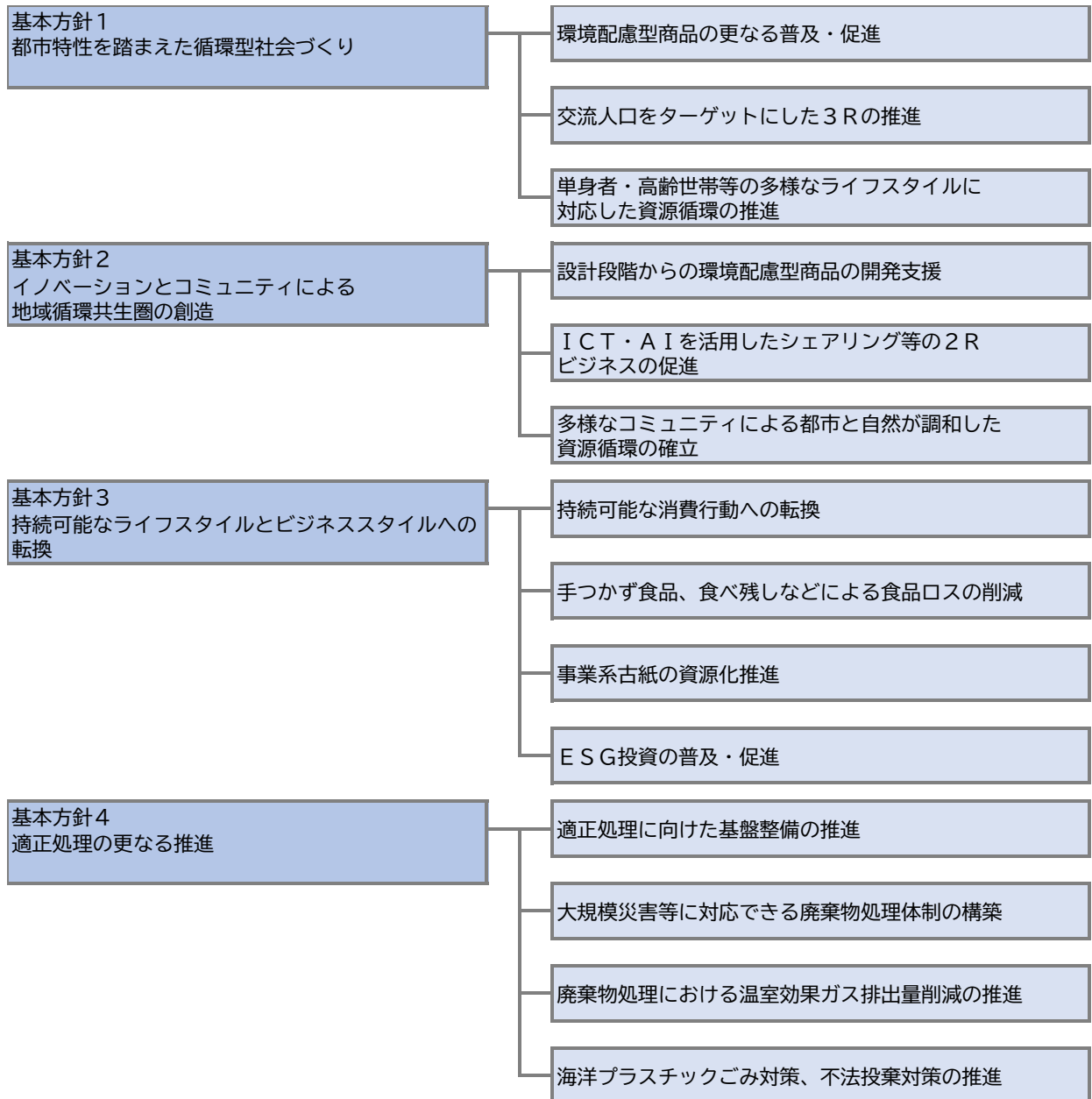
1 実行計画の概要

- 長期ビジョンで定めたテーマの実現に向けて、4つの基本方針と14の方向性に基づき、具体的な施策を定める実行計画を策定します。
- 古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の重点3品目については、基本方針及び品目の特性に応じた施策を実施します。

2 基本方針別施策

- 長期ビジョンで掲げる4つの基本方針と14の方向性に基づき、施策を定めます。
- 取組指標を用いて、施策の効果を多面的に把握します。

● 図表 34 基本方針別施策の体系




●主な施策

○ 環境配慮型商品の更なる普及・促進【共働】

施策・事業	内容
ごみ袋へのバイオマス素材の導入【強化】	ラブアース・クリーンアップなどのボランティア清掃用ごみ袋へバイオマス素材を導入するとともに、 家庭ごみ 指定袋へのバイオマス素材の導入を検討します。
業界団体と連携した代替素材の普及・促進【新規】	プラスチックごみ削減連絡会や排出事業者への周知啓発を通じて、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換を促します。
市民の環境配慮型商品の購入促進【新規】	市民に対し、エコマーク認定商品や詰替商品等の環境配慮型商品の購入促進に向けた広報啓発を実施します。
事業者へのグリーン購入の普及・促進【新規】	市役所庁内におけるグリーン購入の徹底を図るとともに、事業者のグリーン購入への意欲を喚起するため、「福岡市グリーン購入ガイドライン」の周知をはじめとした広報啓発や企業における取組事例の紹介などを行います。

○ 交流人口をターゲットとした3Rの推進【共働】

施策・事業	内容
福岡エコ運動の推進	食品ロス削減に取り組む飲食店、 宿泊施設 、 食品小売店等 を「福岡エコ運動協力店」として登録し、啓発ツールの配布や市ホームページでの広報等の支援を行うとともに、市民向けの広報・啓発を行います。  おいしい福岡エコ運動 みんなでフードロスゼロ!
特定事業用建築物への指導【強化】	特定事業用建築物の所有者等に対して、事業系古紙の分別などの適正排出指導を実施します。併せて、ペーパーレス化等による古紙の発生抑制やフードバンク活用等の食品ロス削減及び資源化への誘導を行います。
施設特性に応じた3R推進モデル事業【新規】	大規模集客施設等における施設特性に応じた3R推進施策を検討、実施します。
イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進【新規】	イベントにおけるリユース食器や代替素材の普及促進のため、市が主催するイベントでの実践やイベント主催者による取組みを促します。

○ 単身者・高齢者世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進【共働】

施策・事業	内容
学生や新社会人に対する教育・啓発【新規】	企業や大学と連携し、新たに福岡市に転入した学生、新社会人向けにSNSなどのツールを活用した啓発を実施します。
「新しい生活様式」に対応した資源回収促進の検討【新規】	「新しい生活様式」による通販利用により増加が見込まれる段ボールについて、通販会社や配達業者などを活用した回収ルート構築を検討します。
高齢者向けの資源循環の推進の検討【新規】	地域集団回収等において資源物の持ち出しが困難な高齢者について、地域による共助を補完する支援策を検討します。
家庭ごみ指定袋サイズの検討	市民の排出動向に合わせて、家庭ごみ指定袋のサイズの見直しを検討します。
外国人居住者に対する多言語でのごみ出しルールの情報提供	外国人居住者に対して、ごみ出しルールを分かりやすく周知するため、QRコードを活用した多言語での情報提供のほか、ルールブックの配付や不動産業者、大学、日本語学校を通じた周知を実施します。

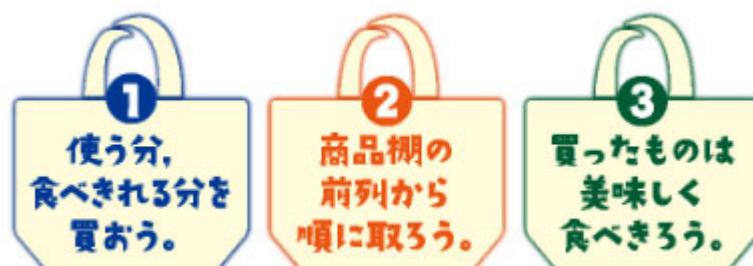
● 私たちにできること

○ 外食や日々の買い物で「みんなでフードロスゼロ！福岡エコ3項目」を実践し、生ごみを減らしましょう
(重さの目安：きゅうり1本約100g)

～飲食店・宿泊施設編～



～小売店編～



基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

●主な施策

○ 設計段階からの環境配慮型商品の開発支援【共働】

施策・事業	内容
産学官連携による環境配慮型商品の開発支援【新規】	製造事業者等に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用して、環境配慮型商品の開発を支援します。

○ ICT・AIを活用したシェアリング等の2Rビジネスの促進【共働】

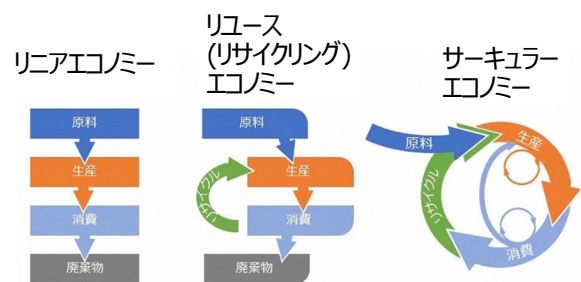
施策・事業	内容
ICT・AIを活用した食品ロス削減	フードシェアアプリやAIを用いた需要予測システムの活用など食品関連事業者の食品ロス削減に向けた取組みを支援します。
2Rビジネスの普及・促進【新規】	シェアリングなどの2Rビジネスモデルの構築を希望する事業者に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用し、事業構築を支援します。

コラム サークュラーエコノミーと地域循環共生圏

サーキュラーエコノミー

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、大量生産・大量消費・大量廃棄する経済活動では、ごみの増加や地球温暖化などの環境問題が深刻になるため、今までは捨てられていたものを再び資源として利用し、ごみをできるかぎり出さない循環型の経済活動のことをいいます。

フリーマーケットアプリによる物の売買やシェアリングサービスなども循環経済を後押しするビジネスモデルとされています。



(出典) オランダ政府
 "A Circular Economy in the Netherlands by 2050"
 (September 2016)

地域循環共生圏

地域循環共生圏とは、都市や農山漁村などの異なる資源（自然・物質・人材・資金）が循環し、地域の資源を補完し支え合うことで、持続可能な社会を実現するという考え方です。

福岡市においては、交流人口が多く商業都市であることや、コンパクトな都市機能を持ち、都心部から農山漁村地域が近いといった都市の特性を活かし、ごみ焼却による電力発電や食品廃棄物などをバイオマスエネルギーに活用することなどが考えられます。

○ 多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立【共働】

施策・事業	内容
地域集団回収等報奨制度【強化】	地域集団回収等報奨制度を継続するとともに、雑がみの認知度向上による資源化の推進や集団回収空白地帯や担い手不足の団体への支援、超高齢社会に対応した地域集団回収の促進策を検討します。
事業系食品廃棄物リサイクル推進事業	排出事業者に対する食品廃棄物資源化施設への資源化誘導策を実施します。
スーパー等小売店との連携強化、新たなペットボトルリサイクルの仕組み検討【新規】	プラスチックごみ削減連絡会と連携し、事業者による店頭回収の取組みを拡大します。また、地域や小売事業者等と連携しながら、新たなペットボトルリサイクルの仕組みについて検討を行います。
生ごみリサイクル促進事業【強化】	家庭から発生する生ごみを資源化するため、段ボールコンポストの普及に取り組むとともに、菜園講座や一人一花運動との連携により、堆肥の活用方法の普及に努めます。
プラスチックリサイクルのあり方検討【新規】	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（仮称）を踏まえ、第1期実行計画期間中に環境負荷やコスト等の観点からプラスチックリサイクルの方向性と課題の整理を行います。

● 私たちにできること

○ 雑がみをリサイクルして、燃えるごみを減らしましょう

（重さの目安：ティッシュの空き箱1箱約30g）

○ 傘や自転車などのシェアリングサービスやリユース品を上手に活用しましょう

コラム	雑がみ
<p>雑がみとは、新聞紙・段ボール以外のリサイクル可能な紙類で、封筒や包装紙、お菓子の箱なども雑がみに分類され、資源物として回収すれば、リサイクルされ、新しい紙製品に生まれ変わります。</p> <p>地域の紙リサイクルボックス、校区紙リサイクルステーション、区役所・市民センター等にある回収拠点か日時を決めて行われる集団回収で回収しています。</p>	<p>雑がみ (雑誌・その他の紙)</p> <p>雑誌</p> <p>ティッシュペーパーの箱</p> <p>包装紙</p> <p>はがき・封筒</p> <p>パンフレット</p> <p>破いたり・切ったりした雑がみも回収できます。</p> <p>ビニールは取り除く</p> <p>例えば... お菓子の箱</p> <p>小さな紙も紙袋に入れば簡単に集められるよ!</p>


基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

●主な施策

○ 持続可能な消費行動への転換【市民】

施策・事業	内容
マイバッグ、マイボトル等の普及促進【新規】	マイバッグ持参に関する啓発に取り組むとともに、マイボトルの利用促進のため、市有施設への給水スポットの設置や気軽に給水できるマイボトル協力店の登録拡大、福岡市オリジナルマイボトルを活用した啓発を行います。
リフューズの推進	不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を促進するため、出前講座や環境学習などで啓発を行うとともに、市民・事業者と一体となって実践行動を促す啓発キャンペーンを実施します。
イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進(再掲)	イベントにおけるリユース食器や代替素材の普及促進のため、市が主催するイベントでの実践やイベント主催者による取組みを促します。

○ 手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減【市民・事業者】

施策・事業	内容
家庭での食品ロス削減【強化】	<p>食品ロスの削減に関する出前講座や環境学習のほか、食育や防災分野と連携した啓発を実施するとともに、フードドライブ活動の普及による未利用食品の有効活用を進めます。</p>  <p>フードドライブの様子</p>
福岡エコ運動の推進(再掲)	食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食品小売店等を「福岡エコ運動協力店」として登録し、啓発ツールの配布や市ホームページでの広報等の支援を行うとともに、市民向けの広報・啓発を行います。
ICT・AIを活用した食品ロス削減(再掲)	フードシェアアプリやAIを用いた需要予測システムの活用など食品関連事業者の食品ロス削減に向けた取組みを支援します。
フードバンク活動推進事業	フードバンク活動を推進・支援し、食品ロスの削減を図ります。

○ 事業系古紙の資源化推進【事業者】

施策・事業	内容
事業系古紙資源化推進事業【強化】	2020年(令和2年)10月に開始した事業系古紙の分別区分追加について、排出事業者に対する適正排出指導等により制度の浸透を図るとともに、 雑がみの認知度向上により古紙の資源化を促進します。
紙おむつの資源化検討【新規】	国における検討や民間事業者の研究等を踏まえ、環境負荷、コスト等の観点からリサイクル手法の検討を行い、第1期実行計画期間中に紙おむつの資源化に関する方向性と課題の整理を行います。

○ ESG投資の普及・促進【事業者】

施策・事業	内容
地域金融機関と連携したESG投資の普及・促進【新規】	環境・社会・企業統治のESG要素、特に環境分野に取り組む事業者の資金調達が進むよう地域金融機関等と連携し、ESG投資の普及に向けた取組みを進めます。
事業系ごみ資源化推進ファンドによる施設整備・技術研究支援	事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、民間事業者による資源化施設の整備や産学による実証研究等に対する支援を行います。

● 私たちにできること

○ マイバッグやマイボトルを利用して、不要なレジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチックを減らしましょう (重さの目安: レジ袋1枚7~10g、500mlペットボトル1本約20g)

○ 職場で雑がみを分別して、燃えるごみを減らしましょう



モッテコちゃん

(マイバッグキャンペーンキャラクター)

基本方針4 適正処理の更なる推進

●主な施策

○ 適正処理に向けた基盤整備の推進【行政】

施策・事業	内容
自己搬入ごみの適正化推進【強化】	ごみ処理施設への自己搬入について、排出事業者の事前登録制度の導入によりごみ減量意識の向上を図るとともに、適正搬入指導の更なる強化を図ります。
小型家電の回収強化	携帯電話等の使用済小型電子機器に含まれる金属を資源化するため、回収ボックスによる拠点回収や粗大ごみ等からのピックアップ回収を実施します。
適正分別の推進【強化】	ごみ処理中の火災予防のため、スプレー缶の使い切りの徹底やリチウムイオン電池等の拠点回収を強化するなど、燃えないごみへの危険物の混入を防止するとともに、効果的な回収方法を検討します。
蛍光管・乾電池等の拠点回収	家庭から排出される蛍光管・乾電池を家電量販店やホームセンター等に設置したボックスにて回収し、資源化します。また、水銀式の体温計などを公共施設や市内の薬局・薬店で回収します。
拡大生産者責任の履行に向けた提言	市のごみ処理施設では処理できない適正処理困難物について、拡大生産者責任を踏まえ、製造・販売事業者による回収体制の整備など適正処理に向けた環境整備を国等の関係機関に提言します。
市が行う産業廃棄物のあり方検討【新規】	市が行う産業廃棄物処理について、中小企業振興や排出事業者責任、ごみ減量の観点から第1期実行計画期間中に課題の整理と今後の方向性を検討します。
新型コロナウイルス感染症対策【新規】	医療機関への立入調査を通じて、適正処理の徹底を図るとともに、感染症に係る廃棄物の処理方法の検討や業務継続計画の整備を通じて、新型コロナウイルス感染症流行時においても安定的な廃棄物処理体制を確保します。

○ 大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築【行政】

施策・事業	内容
災害廃棄物処理体制の検討	災害時の廃棄物処理の基本方針を定めた福岡市災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の検討や職員の研修・訓練を実施します。 また、九州市長会や北九州市、熊本市との相互支援協定、福岡都市圏自治体との協定を活用し、平時から広域連携の強化に努めるとともに、発災時には協定に基づく支援・受援を行います。
大規模災害に対応した施設整備	大規模災害に対応した施設の強靱化や災害廃棄物の処理を想定した施設整備を行います。また、処理施設の業務継続計画を策定し、大規模災害時においても安定的な施設稼働に努めます。

○ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進【行政】

施策・事業	内容
収集運搬における排出量削減の推進【新規】	収集ルート効率化など、収集運搬時の温室効果ガス排出量削減策を検討します。
ごみ焼却熱の有効利用、熱回収の高効率化	効率的な施設運用と節電対策を行うことで、発電電力量と送電電力量の確保に努めるとともに、清掃工場で発電した電力について、自己託送や小売電気事業者仲介による市有施設等への供給を検討します。
ごみ袋へのバイオマス素材の導入（再掲）	ラブアース・クリーンアップなどのボランティア清掃用ごみ袋へバイオマス素材を導入するとともに、指定袋へのバイオマス素材の導入を検討します。
業界団体と連携した代替素材の普及・促進（再掲）	プラスチックごみ削減連絡会や排出事業者への周知啓発を通じて、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換を促します。

コラム 「脱炭素」とは

脱炭素とは、省エネの取り組みや太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用により、温室効果ガスの排出量をできるかぎり減らし、最終的な排出量と森林などによる吸収量を等しくして、プラスマイナスゼロ（実質ゼロ）にすることです。

近年、台風や豪雨など気象災害が頻発し、多くの被害が発生しています。地球温暖化は気象災害の一因とされ、気候変動より熱中症や豪雨などへの影響が懸念されており、地球温暖化の主な原因である、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを削減する必要があります。

日本は、2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、福岡市においても、2020年2月に、「2040年度温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指し、脱炭素社会の実現にチャレンジすることを表明しました。

ごみ処理の分野においても、ごみ収集車両の排気ガスや焼却処理施設から発生する二酸化炭素など、ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みの推進が必要です。

現在は、焼却処理を行う際の熱を利用して発電を行い、施設内での利用や電力会社への売却等により二酸化炭素排出量の削減に寄与していますが、より効率的な活用を検討する必要があります。

私たちにできることとして、食べ物を残さないようにして食品ロスを減らしたり、不要なレジ袋はもらわないようにすることや、事業者においては、生産工程の最適化による生産ロスの削減や需要に応じた供給など、ごみ減量の取り組みがごみ焼却量の削減となり、脱炭素社会の実現につながります。



温室効果ガス排出量実質ゼロのイメージ

○ 海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進【共働】

施策・事業	内容
地域清掃活動の推進【強化】	地域ぐるみ清掃やラブアース・クリーンアップ等のボランティア清掃において袋の配付や収集の支援を継続し、清掃活動を促進します。
地域等と連携した不法投棄対策	パトロール等による監視、地域団体への支援、市民啓発、関係機関との連携により不法投棄対策を実施します。

● 私たちにできること

○ スプレー缶は使い切ってから、燃えないごみに出しましょう

○ 小型家電は公共施設の回収ボックスに出しましょう

コラム 海洋プラスチックごみ

プラスチックは、私たちの生活を支える必需品である一方で、海洋に流出したプラスチックごみによる海洋汚染が、地球規模で広がっています。海洋プラスチックごみの増加は、生物に直接的な影響を与えたり、食物連鎖を通じて生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。

海洋プラスチックごみの削減は、国際的な連携のもとで取り組みが始まっており、SDGs 目標 14 においては、2025 年までに、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること等が盛り込まれています。

日本では、2019 年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。2020 年 7 月にスタートした「レジ袋有料化」は、この戦略に基づく取り組みのひとつで、国民一人ひとりが、プラスチックごみ問題について考え、レジ袋だけでなく、大量消費型のライフスタイルを見直し、プラスチックの過剰使用の削減や資源としての有効利用につなげていく契機となっています。

福岡市は、「クリーン・ザ・ビーチ」の名称で福岡市近郊の海岸清掃を行ったこと原点に、1992 年から始められた「ラブアース・クリーンアップ」発祥の地であり、毎年 6 月の環境月間に海岸や河川、公園などの一斉清掃を実施するとともに、清掃活動を通じたプラスチックごみ削減の啓発を行っています。

また、博多湾においては、漁業者が自主的に行う海底ごみの清掃活動に対して福岡市が支援・助成しており、マイクロプラスチックの原因となるペットボトル、ビニール袋なども回収し、海洋環境の保全につながっています。



海岸に漂着したプラスチックごみ



ラブアース・クリーンアップの様子
(志賀島)

3 重点3品目に関する施策

(1) 古紙に関する施策

① 再生紙の優先利用

再生紙の優先利用を促すため、市によるグリーン購入のほか、民間事業者に対して、再生紙の優先利用に関する啓発を行います。

② 発生抑制、リサイクルの推進

ペーパーレス化やリフューズの実践による発生抑制を進めるとともに、雑がみ回収の認知度向上や地域集団回収のあり方の検討、事業系古紙の資源化の取組みを進めます。

●主な施策

施策・事業	内容
特定事業用建築物への指導 (再掲)	特定事業用建築物の所有者等に対して、事業系古紙の分別徹底やペーパーレス化等による古紙の発生抑制に関する指導・啓発を行います。
施設特性に応じた 3R推進モデル事業 (再掲)	大規模集客施設等における施設特性に応じた3R推進施策を検討、実施します。
地域集団回収等報奨制度 (再掲)	地域集団回収等報奨制度を継続するとともに、雑がみの認知度向上による資源化の推進や集団回収空白地帯や担い手不足の団体への支援など、地域集団回収の活性化を進めます。また、超高齢社会に対応した地域集団回収のあり方を検討します。
事業系古紙資源化推進事業 (再掲)	2020年(令和2年)10月に開始した事業系古紙の分別区分追加について、排出事業者に対する適正排出指導等により制度の浸透を図り、古紙の資源化を促進します。
「新しい生活様式」に対応した 資源回収促進 (再掲)	「新しい生活様式」による通販利用により増加が見込まれる段ボールについて、通販会社や配達業者などを活用した回収ルート構築を検討します。
高齢者向けの資源循環の推進 (再掲)	地域集団回収等において、拠点まで資源物を持ち出せない高齢者を念頭に地域の共助を補完する高齢者支援策を検討します。
紙おむつの資源化検討 (再掲)	国における検討や民間事業者の研究等を踏まえ、環境負荷、コスト等の観点からリサイクル手法の検討を行い、第1期実行計画期間中に紙おむつの資源化に関する方向性と課題の整理を行います。

(2) プラスチックごみに関する施策

① 発生抑制・代替素材への転換

- プラスチック資源循環戦略では、ワンウェイプラスチック削減の徹底、再生材・バイオプラスチックの利用促進、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、海洋プラスチックごみ対策などが重点戦略として掲げられています。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により食品容器などに使用されたプラスチックごみの排出が増加しています。
- これらの状況や商業都市という都市特性を踏まえて、リフューズの推進による発生抑制を徹底するとともに、使用せざるを得ないプラスチックについては、小売店との連携や環境配慮型商品の開発支援等を通じて、代替素材への転換を進めます。

② リサイクルのあり方検討

- リサイクルについては、リサイクル手法ごとの環境負荷やコスト、市民に分かりやすく効率的な分別、収集運搬方法、リサイクル施設の立地などの観点から福岡市に適したリサイクルシステムを検討します。

③ 海洋プラスチックごみ対策

- 海洋プラスチックごみ対策については、市民・事業者や流域圏の自治体と連携した清掃活動などに取り組みます。

●主な施策

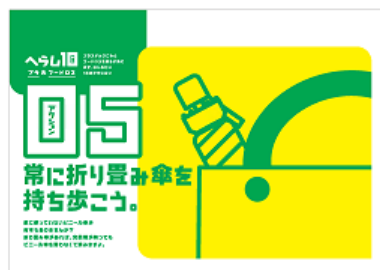
施策・事業	内容
マイバッグ、マイボトル等の普及促進（再掲）	マイバッグ持参に関する啓発に取り組むとともに、マイボトルの利用促進のため、市有施設への給水スポットの設置や気軽に給水できるマイボトル協力店の登録拡大、福岡市オリジナルマイボトルを活用した啓発を行います。
リフューズの推進（再掲）	不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を促進するため、出前講座や環境学習などで啓発を行うとともに、市民・事業者と一体となって実践行動を促す啓発キャンペーンを実施します。
業界団体と連携した代替素材の普及・促進（再掲）	プラスチックごみ削減連絡会や排出事業者への周知啓発を通じて、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換を促します。
産学官連携による環境配慮型商品の開発支援（再掲）	製造事業者等に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用して、環境配慮型商品の開発を支援します。
スーパー等小売店との連携強化、新たなペットボトルリサイクルの仕組み検討（再掲）	プラスチックごみ削減連絡会と連携し、事業者による店頭回収の取り組みを拡大します。また、ペットボトルのリサイクルについては、地域、小売事業者等と連携しながら、新たなリサイクルの仕組みについて検討を行います。
プラスチックリサイクルのあり方検討（再掲）	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（仮称）を踏まえ、第1期実行計画期間中に環境負荷やコスト等の観点からプラスチックリサイクルの方向性と課題の整理を行います。
地域清掃活動の推進（再掲）	地域ぐるみ清掃やボランティア清掃において袋の配付や収集の支援を継続し、清掃活動を促進します。
地域等と連携した不法投棄対策（再掲）	パトロール等による監視、地域団体への支援、市民啓発、関係機関との連携により不法投棄対策を実施します。

●私たちにできること

○「へらし10（テン）」のプラスチックごみ削減アクションに取り組みましょう

【へらし10（テン）とは】

世界的な問題となっている「プラスチックごみ」と「フードロス（食品ロス）」の問題を解決するために福岡市が推奨する「10のアクション」です。



コラム プラスチックごみ

2020年7月に始まったレジ袋の有料化以降、コンビニエンスストアでのレジ袋辞退率は7割を超えており、マイバッグを持つ人の姿も以前より多く見られるようになりました。

「Reduce（リデュース）」の中でも、いらぬものはもらわない「Refuse（リフューズ）」の行動がごみ減量のカギとなります。

プラスチック資源循環戦略においても、循環型社会形成推進基本法に規定する3Rの優先順位を踏まえ、リデュース、リユースを徹底することとしており、今後もリデュース等の推進によるプラスチックごみの削減に取り組む必要があります。

また、国においては、家庭から出るプラスチックごみについて、新たにプラスチック資源の分別区分を設けて、自治体が一括回収することや、プラスチック製品の製造事業者による自主回収を促進するための広域処理を制度化する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（仮称）の検討が進められています。

プラスチックごみのリサイクルについては、資源化施設の能力や設置場所、リサイクル手法や収集運搬にかかるコストなどを総合的に勘案したうえで、中長期的な視点から最適な方法を検討していく必要があります。



(3) 食品廃棄物に関する施策

① 食品ロスの削減

- 本計画は、食品ロス削減推進法第13条の市町村食品ロス削減推進計画として、福岡市の都市特性を踏まえ、環境局が中心となり、関連部局と連携の上、食品ロスの削減に取り組みます。
- 福岡市では家庭系可燃ごみの約5%が手つかず食品となっており、人口が増加する中、市民1人1人の取組みが重要となります。
- また、市内事業所に占める卸売業・小売業（約30%）や宿泊業・飲食サービス業（約15%）の割合が高く、小売店や飲食店における食品ロス削減の取組みも重要となります。

●主な施策

施策・事業	内容
家庭での食品ロス削減 (再掲)	食品ロスの削減に関する出前講座や環境学習のほか、食育や防災分野と連携した発生抑制の実践に繋がる啓発を実施するとともに、フードドライブ活動の普及による未利用食品の有効活用を進めます。
福岡エコ運動の推進 (再掲)	食品ロス削減に取り組む飲食店、 宿泊施設 、 食品小売店等 を「福岡エコ運動協力店」として登録し、啓発ツールの配布や市ホームページでの広報等の支援を行うとともに、市民向けの広報・啓発を行います。
ICT・AIを活用した食品ロス削減 (再掲)	フードシェアアプリやAIを用いた需要予測システム の活用など食品関連事業者の食品ロス削減に向けた取組みを支援します。
食品ロス削減の取組みに対する表彰	食品ロス削減について、顕著な功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰し、その取組みを広く市民に広報します。
組成調査の実施	家庭ごみや事業系ごみの組成調査を実施し、食品ロス発生量を把握するとともに、調査結果を施策に反映します。
フードバンク活動推進事業 (再掲)	フードバンク活動を推進・支援し、食品ロスの削減を図ります。

② 発生抑制、食品リサイクルの推進

食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するため、次の施策に取り組みます。

●主な施策

施策・事業	内容
施設特性に応じた3R推進モデル事業 (再掲)	大規模集客施設において、施設特性に応じた3Rの推進に関する施策を検討、実施します。
生ごみリサイクル促進事業 (再掲)	家庭から発生する生ごみを資源化するため、段ボールコンポストの普及に取り組むとともに、菜園講座や一人一花運動との連携により、堆肥の活用方法の普及に努めます。
事業系食品廃棄物リサイクル推進事業 (再掲)	排出事業者に対する食品廃棄物資源化施設への資源化誘導策を実施します。

●私たちにできること

○「へらし10 (テン)」のフードロス削減アクションに取り組みましょう



コラム 食品ロスの削減

日本の食品ロス量は年間約612万トン(2017年度)と推計され、この食品ロスを国民一人あたりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分(約132g)の食べものが捨てられており、福岡市の調査でも、家庭から出された燃えるごみ袋の約4割に食品ロスが含まれていました。

家での食品ロスを防ぐチェックリスト

- ✓ 買い物前に冷蔵庫を確認
- ✓ 買い物リストを作る
- ✓ 料理を作り過ぎない
- ✓ 残さず食べる
- ✓ 生ごみは捨てる前に水切り



燃えるごみに入っていた食品

フードドライブ

フードドライブとは、ご家庭で余っている未使用の食品を寄付していただき、必要としている方々に届ける活動のことで、集まった食品は福祉施設などに無償で提供されます。フードドライブを利用して、食品ロスを減らしましょう。

**3Rステーションで
フードドライブ
実施中!**

受付時間
10:00~16:00

休館日
月曜日(祝日のときは次の平日)
年末年始(12月28日~1月3日)

回収する食品は、**未使用・未開封のもので、賞味期限が1か月以上あるもの**に限ります。

OKお引き取りできる食品(例)

- ・米
- ・菓子
- ・レトルト食品
- ・乾麺
- ・飲料
- ・インスタント食品
- ・調味料
- ・缶詰

NGお引き取りできない食品(例)

- ・要冷凍、冷蔵食品
- ・賞味期限の記載がないもの
- ・アルコール飲料

臨海3Rステーション

福岡市東区箱崎ふ頭4-13-42
(クリーンパーク・臨海内)
☎092-642-4641 FAX:092-642-4598
<http://www.econet-fukuoka.com/>

西部3Rステーション

福岡市西区今宿青木1043-2
(クリーンパーク・西部内)
☎092-882-3190 FAX:092-882-4580
<http://www.fukuoka-seibuplaza.com/>

4 分野横断的施策

本計画では基本方針に共通する施策として、「ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施」と「経済的手法の活用」の分野横断的施策を実施します。

(1) ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施

- 前計画では、施策の柱の1つとして、「人づくり」を掲げ、ごみ減量・リサイクルに取り組む市民・事業者のリーダーなど、人材の育成に向けた環境教育・学習機会の提供や実践につながる情報発信を行ってきました。
- 一方で、アンケート結果などからは、「ごみ減量・リサイクルへの関心が実践につながっていない」「性別・年齢でごみ減量・リサイクルの実践行動は異なる」といった課題が明らかになりました。
- そこで本計画ではこれまでの取組みを踏まえながら、年代やライフスタイルといったターゲットに応じた市民の実践行動につながる環境教育・広報啓発に取り組めます。

●主な施策・事業

施策・事業	内容
環境教育・学習の更なる推進【強化】	小学校4年生を対象とした環境学習を継続するとともに、委員会活動や中学生を対象とした学習機会の拡充や環境関連施設親子見学ツアーの実施など、体験を通じた環境意識の醸成に取り組めます。
LINE を活用したごみ出し日の通知サービス	福岡市LINE公式アカウントにて、ごみ出し日やごみの分別に関する情報を分かりやすく案内します。
多様な主体をつなぐマッチング支援（大学、企業、地域、環境団体等）【新規】	3Rステーションを拠点として各種団体と連携した事業を展開するとともに、多様な主体がワンストップで情報を入手できるポータルサイトを開設し、団体同士の情報共有や連携を促進します。
SNS や動画など親しみやすいコンテンツによる情報発信【新規】	啓発動画の配信や環境局のSNSアカウントの機能充実などにより、市民が気軽に環境に関する情報に触れる機会を拡大するとともに、動画を活用した出前講座・環境学習の実施やWeb講座を開催します。
福岡市環境行動賞	ごみ減量・リサイクルや地球温暖化防止などに積極的に取り組むなど、環境保全に顕著な功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰し、広く市民に公表します。
未来へつなげる環境活動支援事業【強化】	市民団体等が主体的に行う環境活動や気軽に楽しく参加できる環境イベント等を対象に、補助金による財政支援や市ホームページ等を活用した広報支援を行います。
環境フェスティバル	市民団体・事業者等との共働により、身近な環境情報について体験を通じて楽しみながら学べる啓発イベントを開催します。
出前講座	小学校や公民館など幅広い市民を対象に、ごみ減量・リサイクルや地球温暖化対策など様々なテーマで出前講座を実施し、身近な環境への気づきや理解を深める機会を提供します。

●啓発施設

○ 福岡市では、環境教育、広報啓発の拠点として、次の啓発施設を設置しています。

施設名	所在地
西部3Rステーション（西部リサイクルプラザ）	福岡市西区今宿青木 1043 番地の2
臨海3Rステーション（臨海リサイクルプラザ）	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目 13 番 42 号
まもる一む福岡	福岡市中央区地行浜二丁目 1 番 34 号

コラム 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅で過ごす時間が増え、家庭ごみが増加しています。

背景には、デリバリーやテイクアウト、通販の増加によるものと思われ、食品廃棄物、プラスチック、飲料缶などが増加しています。

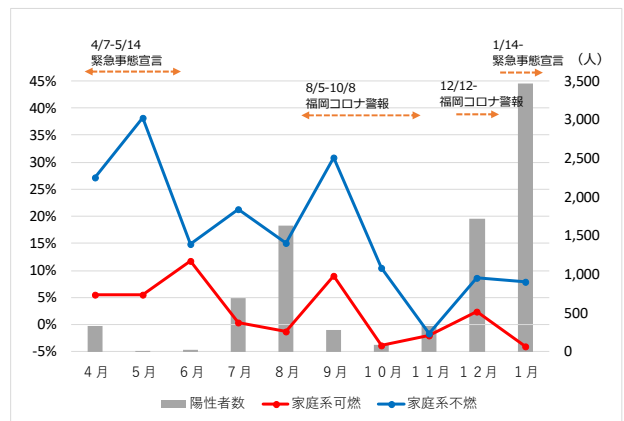
新しい生活様式において、感染予防の観点から使い捨て容器などの価値が見直される中、持続可能な社会の実現に向けて、感染症に対応しつつ環境に配慮したライフスタイルへの転換が必要であり、マイボトルやマイバッグを使うなど、ごみをできるだけ出さない「Refuse（リフューズ）」の行動が重要です。

また、感染症が拡大する中で、ごみの処理は、市民生活に欠かせない重要なものであると改めて認識されました。

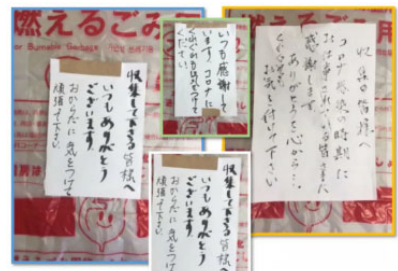
ごみを収集する作業員への感染リスク軽減のために、ごみ袋はしっかり縛るなどごみの出し方に気を付けることが、ごみの円滑・安心な収集を行う上で大切な行動です。

ごみ出しで気をつけること（環境省啓発資料より）

- ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう。
- ごみ袋の空気を抜いて出しましょう。
- 生ごみは水切りをしましょう。
- 普段からごみの減量を心がけましょう。
- 分別・収集ルールを確認しましょう。



2020 年度家庭ごみの増減率（2019 年度比）



ごみ袋に貼られた感謝のメッセージ

(2) 経済的手法の活用

ごみ処理に係る市民・事業者の負担の公平性の確保を図るとともに、さらなるごみ減量・リサイクルを推進するため、ごみ処理手数料やファンドなどの経済的手法を活用します。

●主な施策・事業

施策・事業	内容
環境市民ファンド	持続可能なライフスタイルへの転換に向けて、地域集団回収等報奨制度など、市民による3Rの取組みを経済的に支援します。
事業系ごみ資源化推進ファンド	持続可能なビジネススタイルへの転換に向けて、「リサイクル情報ネットワークの構築」「リサイクルに取り組む排出事業者への支援」「リサイクル事業者への事業化の支援」「事業系ごみのリサイクルに関する研究への支援」といった事業系ごみの減量・リサイクルに繋がる取組みを経済的に支援します。
家庭ごみの有料制	循環型社会の構築に向けて、市民一人ひとりがごみ減量とリサイクルを実践するライフスタイルへの変革やごみの排出者としての責任の明確化と負担の公平性を確保するため、家庭ごみの有料制を継続します。
事業系ごみの処理手数料制度	排出事業者の処理責任の原則と負担の公平性の観点を踏まえ、引き続きごみ処理原価に基づく適正な料金水準が保たれるよう、事業系ごみ処理手数料制度を継続します。

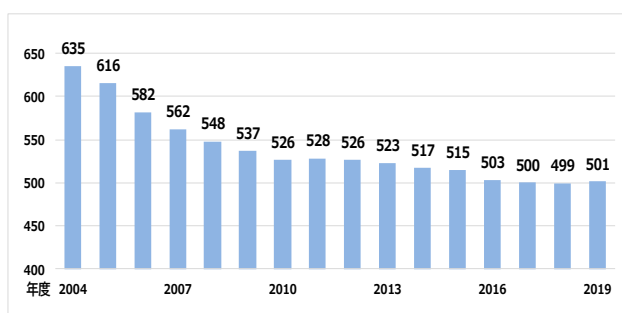
コラム 手数料とファンドの有効活用

家庭ごみ有料化と環境市民ファンド

家庭ごみの有料化は、①ごみの排出者として責任を持つこと②負担の公平性を確保すること③ごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけをつくることを目的として2005年10月に導入し、ごみ減量すればするほど負担が少なくなることが市民にわかりやすいように、1ℓ1円に設定しています。

有料化を機に市民のごみ減量の取組みが進んだ結果、市民1人1日あたりのごみ処理量は、有料化導入前の2004年度の635gから2019年度は501gとなり、134g減少しています。

また、家庭ごみ有料化を契機に市民によるごみ減量・リサイクル、環境美化の取組みをはじめとした環境保全活動を資金面で支援するために「環境市民ファンド」が創設され、地域集団回収等報奨制度に活用されるなど、市民の主体的な環境保全活動を下支えする貴重な財源となっています。



家庭ごみ原単位の推移(g/人・日)

事業系ごみ処理手数料と事業系ごみ資源化推進ファンド

事業系ごみについては、事業者の自己処理責任が原則となっており、事業系ごみの処理手数料は、収集運搬料金と市の施設での処分料金となっています。

収集運搬経費	処分経費
収集運搬業者へ	市の処理施設へ
50%までごとに 150円	1kgまでごとに 14円

事業系ごみ処理手数料

また、事業者の自主的な資源化への取組みを推進するため、事業系ごみ処理手数料収入の一部を原資とした「事業系ごみ資源化推進ファンド」を2011年10月に創設し、資源化施設の整備支援など、事業者が意欲を持って資源化に取り組める仕組みづくりに活用しています。

5 新たな仕組みの検討

超高齢社会への対応や脱炭素社会の実現に向けて、ごみ減量・リサイクルに関する新たな仕組みを検討します。検討結果については、第1期実行計画の評価・検証に合わせて評価を行います。

(1) 収集運搬における検討

- 高齢者、障がい者の居宅からのごみ・資源物の持出し・収集システム

(2) 施設における検討

- 焼却灰の再資源化や焼却灰に含まれる資源の回収
- 焼却処理施設から排出される二酸化炭素の分離回収・活用システム

(3) 処理システムにおける検討

- 食品廃棄物の物質循環やバイオマスエネルギーシステムへ活用する仕組み
- 温室効果ガスなどの環境負荷やコスト、再資源化施設の立地状況を踏まえたプラスチックリサイクルの手法

6 その他の取組み

(1) 広域連携

近隣市町との相互協力・連携の観点から、災害時相互協力協定等により、福岡市のごみ処理に支障を及ぼさない範囲でごみ処理を受託します。

また、福岡都市圏 17 市町で構成する福岡都市圏環境行政推進協議会において、相互連携を図り、効率的・効果的な環境行政を進めるとともに、周辺市町とともに循環型社会の形成に貢献します。

(2) 国際貢献

福岡大学との共同開発による廃棄物埋立技術である福岡方式（準好気性埋立構造）を軸に、独立行政法人国際協力機構（JICA）や国連ハビタット、大学・研究機関等との連携による技術協力を展開します。

(3) 技術の継承

廃棄物処理における技術水準の維持・向上を図るため、OJTを中心とした技術継承に取り組みます。

(4) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の再利用・再資源化の推進を図るとともに、排出事業者及び処理事業者への立入指導を継続的に行い、適正処理の徹底を図ります。

第5章 ごみ処理体制

1 ごみ処理に関する基本的事項

(1) 分別収集・資源物回収

① 戸別収集

- ごみの分別収集については、ごみを夜間に戸別収集していることを踏まえ、市民に分かりやすく、取り組みやすい分別とするため、家庭ごみについては4分別により収集した後、東部及び西部の資源化センターで「燃えないごみ」から鉄・アルミを選別するとともに、「空きびん・ペットボトル」は選別処理施設でペットボトルと空きびん(無色・茶色・その他)の4種類に選別し、最終的に9つの区分で処理します。
- 事業系ごみについては3分別により収集するものとします。
- 分別区分は、コストや環境負荷、再生技術の確立、再生品の需要や市場性、資源物回収ルートや施設の整備状況、減量効果などを総合的に勘案して決定することとします。

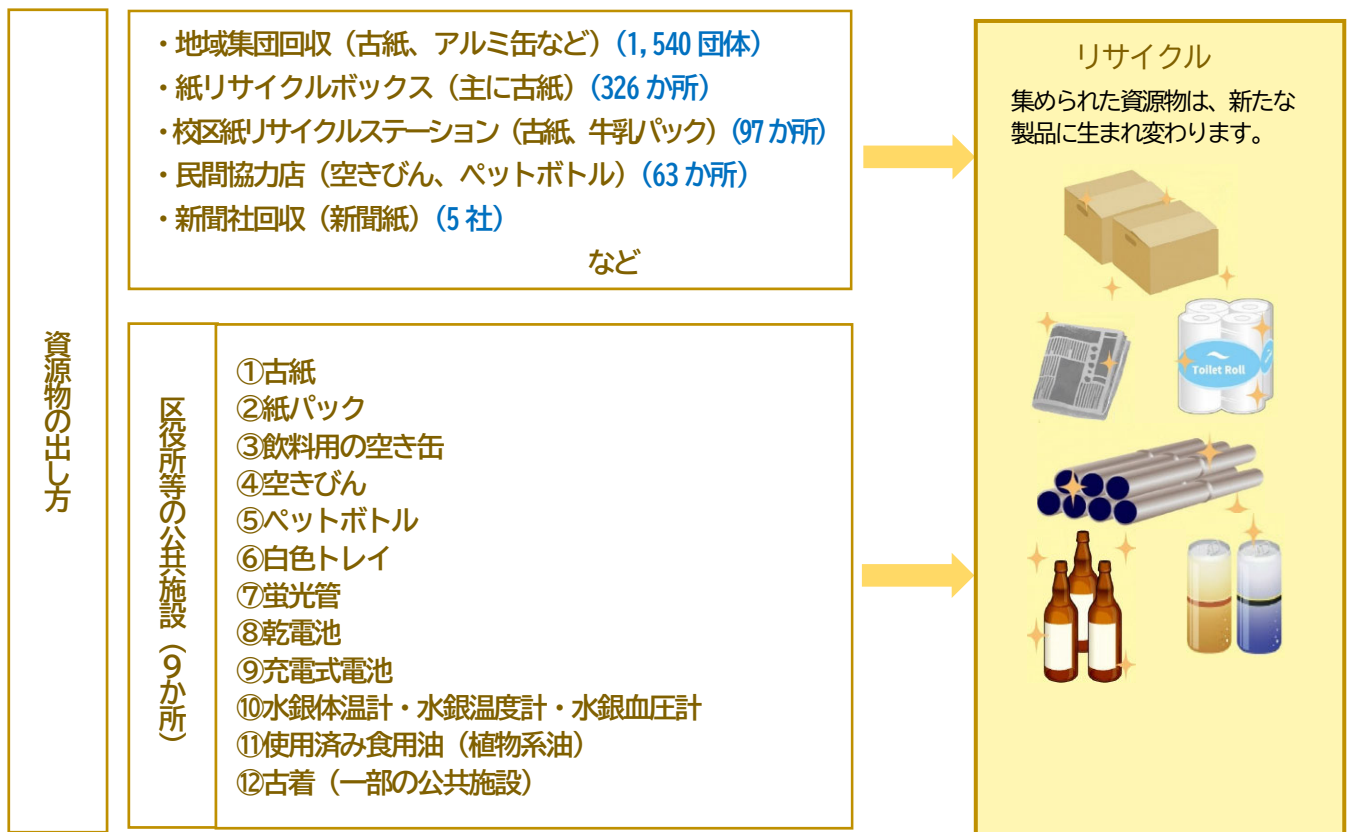
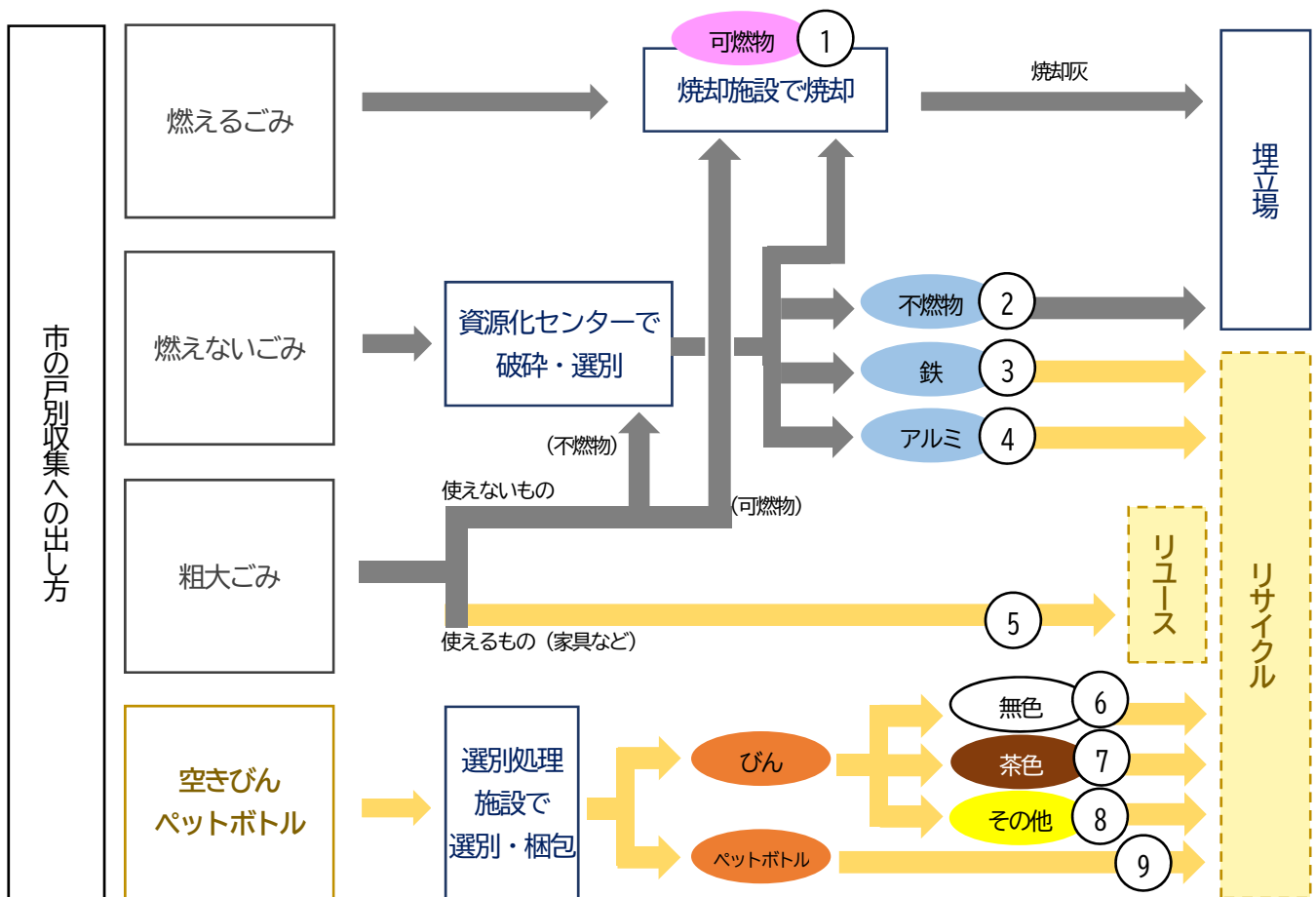
■ 図表 35 ごみの分別区分

区 分		内 容
家 庭 ご み	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ
	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ
	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ(ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く)
	空きびん・ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル
事 業 系 ご み	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ
	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ
	古紙	会社・商店などの事業所から出される再生可能な古紙
公 共 系 ご み	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ
	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ

② 資源物回収・拠点回収

- 地域集団回収や地域の回収拠点、スーパーマーケットなどの民間協力店において資源物を回収し、リサイクルを促進します。
- 民間事業者と連携して使用済小型電子機器の回収に取り組み、レアメタルなどの資源循環を促進します。
- 区役所等9か所の公共施設において、資源物を回収します。

■ 図表 36 家庭から排出されるごみ・資源物の出し方と処理の流れ



③ 収集運搬計画

- 福岡市が整備する収集運搬の区分と体制は図表 37 のとおりとします。
- 収集運搬業者への指導や作業体制・器材の見直しなどにより、効率的な収集運搬体制を確保します。

■ 図表 37 収集運搬の区分と体制 (2021 年度 (令和3年度) 時点)

種類		処理主体	排出方法	収集回数	収集方法
家庭 ごみ	燃えるごみ	市 (委託)	指定袋	週2回	市の委託による戸別 収集又は自己搬入
	燃えないごみ			月1回	
	粗大ごみ		粗大ごみ処理券 を添付又は市長 が指示する方法	申込みの都度	
	空きびん・ ペットボトル		指定袋	月1回	
事業系 ごみ	燃えるごみ	許可業者又 は排出者	中身が見える袋	—	排出者が自ら運搬す る又は許可業者が戸 別収集
	燃えないごみ				
	古紙		収集運搬業者が 指定する方法		収集運搬業者が指定 する方法
公共系 ごみ	燃えるごみ	市 (委託)	—	必要に応じて	市の委託
	燃えないごみ				

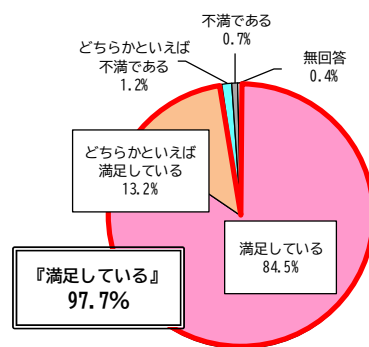
夜間収集の歴史

福岡市は、武家の町である福岡部と商人の町である博多部がひとつになり、明治22年4月1日に市制が施行されました。当時の人口は約5万人でしたが、その後周辺30町村を編入し、昭和47年4月には政令指定都市の指定を受け、令和2年4月の人口は、約160万人となっています。

ごみの収集は、明治から昭和の初期にかけては、肥料や家畜の飼料に利用するため、農業従事者などが行っていました。このため、農作業等の本業にとりかかる前の早朝にごみ収集を行ったことが夜間収集の前身となっています。

夜間収集への本格的な移行は、モータリゼーションの幕開けといわれた昭和32年頃からで、それ以前にごみ収集に使用されていた馬車から三輪車に代わったことで、年々深刻化する交通渋滞を避け、交通量の少ない深夜に作業することが可能となりました。

令和元年度の市政アンケート調査では、家庭ごみの夜間収集について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した方の合計は97.7%となっています。



令和元年度市政アンケート結果

夜間収集の効果

全国的にも珍しい福岡市の夜間収集は、日中の交通量が多い時間帯を避け、効率的であるだけでなく、カラス等の小動物によるごみ散乱も回避でき、都市美観の確保に効果があります。

さらに、収集時における不審者や火災等目撃情報の即時通報など、夜間の防犯対策にも貢献しています。

ごみの分別

福岡市では、家庭ごみは4分別で排出されていますが、これは、ごみ処理やリサイクルに係るコストや環境負荷を考慮するとともに、市民の転入者が多いという福岡市の都市特性を踏まえ、夜間収集を円滑に行うために、分かりやすく、かつ、取り組みやすい分別としているものです。

また、収集された燃えないごみや粗大ごみは、市の資源化センターで鉄・アルミを選別回収し、空きびんとペットボトルは、選別処理施設でびんを色ごとに無色・茶色・その他の3つに選別しており、最終的には9区分に分けられています。

(2) 中間処理

① 中間処理の基本方針

- 福岡市の各施設においては、ごみを安定的・計画的・経済的に処理するため、十分な保守点検期間の確保など処理能力を維持する対策を講じ、適切に運転・管理します。
- 古紙や食品廃棄物などの資源化可能なごみについては、民間施設も活用し、再生利用を促進します。

② 中間処理の体制

- 収集効率を考慮するとともに、事故や故障、風水害等の災害による緊急事態にも対応できる安定的な中間処理体制を確保することを基本とします。

■ 図表 38 中間処理施設 (2021 年度 (令和3年度) 時点)

【焼却処理施設】

施設名	所在地	型 式	施設規模	発電能力
西部工場 (クリーンパーク・西部)	福岡市西区大字拾六町1191番地	連続運転ストーカ式焼却炉	750トン/日	10,000kW
臨海工場 (クリーンパーク・臨海)	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号	連続運転ストーカ式焼却炉	900トン/日	25,000kW
玄界島焼却場	福岡市西区大字玄界島タテバサキ310-2	間欠運転ストーカ式焼却炉	1トン/8h	—
東部工場 (クリーンパーク・東部)	福岡市東区蒲田五丁目11番2号	連続運転ストーカ式焼却炉	900トン/日	29,200kW
福岡都市圏南部工場 (クリーン・エネ・パーク南部)	春日市大字下白水104番地の5	連続運転ストーカ式焼却炉	510トン/日	16,700kW

※東部工場の建設・運営は株式会社福岡クリーンエナジーで実施

※福岡都市圏南部工場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合¹⁶で実施

【生ごみ処理施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
小呂島生ごみ 処理場	福岡市西区大字小呂島字神の下63番1号	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	30kg/日
	福岡市西区大字小呂島306-2番地	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	20kg/日

【破碎選別処理施設】

施設名	所在地	型 式	処理能力
東部資源化センター (クリーンパーク・東部)	福岡市東区蒲田五丁目11番1号	回転式破碎機	100トン/5h
西部資源化センター (クリーンパーク・西部)	福岡市西区大字拾六町1191番地	回転式破碎機	100トン/5h

¹⁶ 福岡都市圏南部環境事業組合:福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市の5市で構成する一部事務組合。

【空きびん・ペットボトル選別等処理施設】

施設名	所在地	処理能力
大和株式会社空きびん・ペットボトル選別等処理施設	古賀市薬王寺1719番地の1	38トン/7h
株式会社環境開発空きびん・ペットボトル選別等処理施設	福岡市西区大字太郎丸801番地の1	38トン/8h

【中継保管施設】

施設名	所在地	保管容量	面積
空きびん・ペットボトル中継保管施設	福岡市東区蒲田五丁目14番2号	341m ³	—
ストックヤード 廃家電、廃蛍光管及び 廃白色トレイ保管施設	福岡市東区蒲田五丁目11番1号	—	540m ²

③ 中間処理の方法

ア 市による再生処理

- 燃えないごみ・粗大ごみについては、東西の資源化センターにおいて、可燃物、不燃物、鉄及びアルミの4種類に破碎選別後、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分し、鉄、アルミ及びその他の有価物については再資源化業者への売却を行います。
- 空きびん・ペットボトルについては、市が委託した民間施設において、ペットボトル、無色びん、茶色びん及びその他のびんの4種類に選別し、それぞれ再生利用を図ります。
- 再使用可能な粗大ごみについては、臨海3Rステーションにて市民に提供します。

イ 民間施設を活用した再生処理

古紙、食品廃棄物、木くず等について、民間施設を活用し、再生利用を図ります（図表39）。

■ 図表39 民間再資源化施設（2021年度（令和3年度）時点）

【せん定枝等再資源化施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
木材開発株式会社 木くず破碎施設	福岡市東区東浜二丁目85番25号	破碎	39.0トン/日
中山リサイクル産業株式会社 木くず破碎施設	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番1号	破碎	40.41トン/日
有限会社南部グリーンサービス せん定樹木破碎施設	福岡市南区桧原五丁目17番30号	破碎	4.368トン/日
株式会社梶原組 刈草、せん定樹木等堆肥化施設	福岡市城南区南片江六丁目21番8号	破碎 堆肥化	4.48トン/日
早良西造園協同組合 せん定樹木破碎施設	福岡市西区大字羽根戸786番地の1	破碎	4.56トン/日

【食品廃棄物再資源化施設（飼料化）】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
株式会社環境エイジェンシー 食品廃棄物再資源化施設	福岡市西区大字太郎字上割795番地1、 795番地2	攪拌・乾燥	28トン/日

【古紙再資源化施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
福岡市一般廃棄物リサイクルセンター 株式会社紙類等圧縮梱包施設 (福岡市リサイクルベース)	福岡市博多区西月隈四丁目1番 7号	圧縮・梱包	124.8トン/日

ウ 焼却処理・熱回収

- 再生処理できるもの以外の燃えるごみについては焼却処理を基本とします。
- 焼却処理の際、熱回収による廃棄物発電を行い、脱炭素社会の構築を推進します。

④ 適切な運転・整備

- ごみを適切に受け入れ、環境に配慮した運転管理に努めるとともに、定期的に点検・整備を行い、安定的・計画的なごみ処理を実施します。
- 処理能力の維持対策などにより、施設の機能低下を抑えます。

(3) 最終処分

① 最終処分の基本方針

- 埋立場については、周辺環境に十分配慮しながら適正に維持管理します。

② 最終処分の体制

- 収集運搬の効率化や地震や風水害等の災害による緊急事態へ対処するため、東西2か所の埋立場を確保するとともに、福岡都市圏南部最終処分場の3か所にて最終処分を実施します（図表40）。

■ 図表40 最終処分場（埋立場）（2021年度（令和3年度）時点）

埋立場名	所在地	埋立面積	埋立容量
東部（伏谷）埋立場	糟屋郡久山町大字山田1431番地の1	約22.5万㎡	約510万トン
西部（中田）埋立場	福岡市西区今津4439番地	約18万㎡	約238万トン
福岡都市圏南部最終処分場 (福岡都市圏南部環境事業組合)	大野城市大字中906-12番地	約15.2万㎡	約52万m ³

③ 適切な維持・整備

- 搬入物の適正搬入を推進し、定期的に施設の点検・整備を行うことによって、適切な維持管理に努めるとともに、搬入物の資源化に努め、埋立場の延命化を図ります。

④ 跡地利用

- 埋立場跡地については、既に農地や福祉施設等として有効に活用しており、引き続き、環境との調和を図りながら有効活用を進めます。

2 施設整備の基本方針

(1) 計画的な整備

ごみの長期的かつ安定的な適正処理を確保するため、本計画の策定及び進行管理において把握したごみの要処理量や災害廃棄物の発生予測量などを踏まえて、必要となる施設規模を検討し、計画的に施設整備を行います。

清掃工場の施設整備においては、災害時の防災拠点・エネルギー拠点として、災害時を含めた発電電力の有効な活用策などについても検討します。また、ごみ発電効率の向上やごみ処理過程における温室効果ガスの排出量の削減、資源物の回収を考慮した機能を有することにより、持続可能な施設となるよう整備を進めます。

(2) アセットマネジメントを活用した既存施設の効率的な運用

既存のごみ処理施設は、延命化などによる効率的な運用を図るアセットマネジメントを活用し、コスト縮減を行います。なお、施設の老朽化に伴う大規模修繕時等においては、省エネルギー化などの機能向上を検討します。

(3) 埋立容量の確保

既存の最終処分場の効率的な埋め立てによる延命化を図るとともに、残余容量を考慮しながら、安定的な埋立容量の確保に努めます。

(4) 清掃工場の配置バランスと規模の適正化

清掃工場の整備については、効率的な収集運搬の観点や災害時のリスク分散を踏まえ配置を検討するとともに、適正な規模となるよう整備を図ります。

(5) 環境教育・環境学習の機能

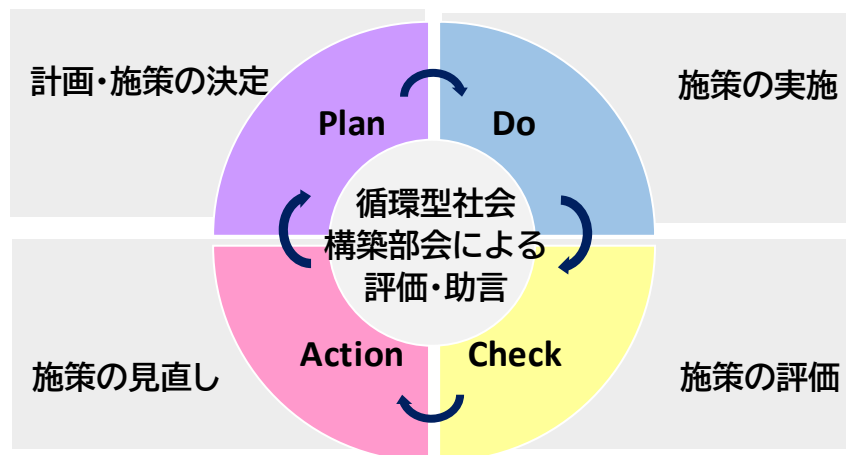
ごみ処理施設は、環境教育・環境学習の機能を有する施設として整備を行います。

第6章 計画の進行管理

1 進行管理の方針

- 本計画の確実な推進を図るため、**PDCAサイクルを踏まえ、毎年度、施策の点検・評価を実施する**とともに、2024年度（令和6年度）及び2025年度（令和7年度）には、第1期実行計画期間の検証及び検証結果を踏まえた長期ビジョン、実行計画の見直しを行います。
- 専門的見地による第三者評価を行うため、「福岡市環境審議会循環型社会構築部会」にて、点検・評価を実施します。

■ 図表41 PDCAサイクルによる計画の進行管理



2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況の公表

- 進行管理にあたっては、進捗状況の客観的かつ合理的な評価を実施するため、可能な限り、具体的・定量的な数値目標と取組指標により行います。
- 市民・事業者の意識向上とごみ減量・リサイクルの行動を促進するため、毎年度、計画の進捗状況を公表するとともに、積極的に広報・啓発に活用します。

2 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本方針

福岡市の下水道普及率は2020年度（令和2年度）末で99.7%と100%近くに達しているため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量については、毎年度策定する実施計画にて定めることとし、本計画では生活排水処理の基本的な事項を定めます。

2 生活排水処理処理基本計画

(1) し尿（くみ取りを要するもの）及び浄化槽汚泥の処理

くみ取りを要するし尿については、福岡市が収集運搬及び処分を行い、浄化槽汚泥については、許可業者が収集運搬し、市が処分します。

① 収集運搬計画

収集は下記のとおり行い、収集したし尿及び浄化槽汚泥は「(4)し尿処理施設の概要」に掲げる施設に運搬します。

区分	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	市の区域	原則として月1回	市民の申し込みにより市（委託）が戸別収集する。
浄化槽汚泥	市の区域	随時	浄化槽清掃後の汚泥を許可業者が戸別収集する。

② 中間処理及び最終処分計画

し尿処理施設に運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を汚泥脱水機で固液分離し、分離液は生物処理後、希釈し、公共下水道に放流します。脱水汚泥は清掃工場で焼却処理し、熱エネルギーを回収します。

(2) し尿（くみ取りを要するものを除く）及び生活排水の処理

下水道処理（集落排水設備処理等を含む）を基本とし、引き続き、下水道の整備を推進するとともに、排出者による処理については、生活排水からの汚濁物質の除去、浄化槽の適正な維持管理等を指導し、適正な処理を図ります。

(3) 市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れ

市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れについては、原則として互恵関係のある近隣の市町からとします。ただし、災害時などにおいては、「一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書」等に基づき、市外のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れます。

(4) し尿処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	資源化方式	計画日量
中部汚泥再生処理センター	福岡市中央区那の津二丁目11番3号	固液分離処理方式（下水道放流）	助燃材	65kL/日